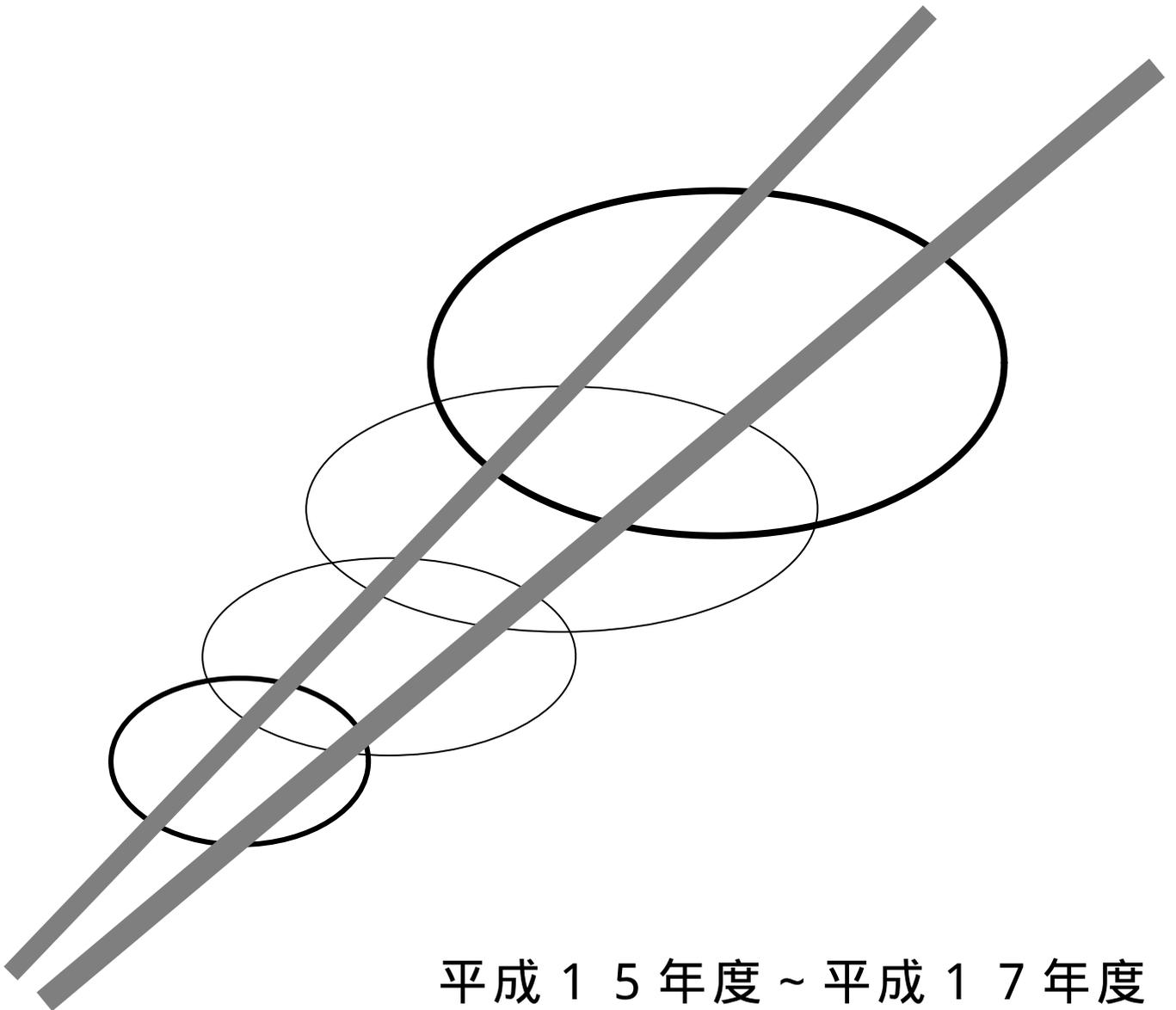


期 おいしい21 プラジ

＝ 大井町第4次総合計画 ＝

第2次実施計画



平成15年度～平成17年度

この実施計画（書）の見方について

（以下は例示です）

1 地域社会

(1) 地域活動

自治会を中心とした地球活動への支援を図るとともに、地区集会施設の整備を推進します。また、町民の連携による地域づくりへの支援を図ります。

地域活動への支援

地域防災活動、地域福祉活動、地域美化活動など自治会を中心とした地域づくりへの取り組みを支援します。

夢おおい2 1プランの前期基本計画に記載されている施策別の計画です。

現 状

町主催による防災活動、福祉活動、美化活動が中心となっています。今後は自治会単位での各種活動の展開が求められます。また、補助金などの財政的な支援以外にも、活動や運営にあたっての助言や援助など、行政の地域活動への支援を見直す必要があります。

上記の施策別計画を取り巻く現状を記載しています。

実施計画

[事業の概要]

自治会への支援事業

自治会を中心とした地域づくりを推進するために財政的な支援を行います。自治会長会議での意見交換などを通じて地域の課題と現状の把握に努めます。また、自治会活動を広報紙やホームページで紹介し、町民のみなさんに知っていただきます。

[町民のみなさんへの事業効果]

町民のみなさんの自主的な自治会活動に寄与します。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
自治会への財政的支援					
地域の課題と現状の把握					
自治会活動の紹介					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

自治会の活動への積極的な参加をお願いします。

施策別計画に沿って行う実施事業の詳細を具体的に記載しています。なお「年度別の取り組み」は、基本的に年度単位で作表しています。

[町民参加 / 1地域社会 / (1)地域活動 / 地域活動への支援]

【注】 この計画書中、〔 〕のついている用語は末巻の「用語の解説」（P115～118）にその意味等を記載しました。

目 次

実施計画の概要

1 策定の趣旨	1
2 策定の方針	1
3 財政収支の見通し	2
まちづくり体系図	3

第1章 重点施策	5
1 「いこいの里・相和」整備構想の推進	6
2 東西連絡道路の整備	8
3 酒匂川沿い散策路・せせらぎづくり	10
4 教育施設の整備	12
5 情報化の推進	13

第2章 施策別計画

都市基盤・生活環境

1 都市基盤	
（1）市街地の整備	
市街地の整備	15
利用しやすい環境づくり	17
都市景観形成の推進	18
（2）道路	
幹線道路の整備	19
町道の整備	20
（3）上・下水道	
上水の安定供給	22
下水道の整備	24
（4）鉄道・バス	
輸送力の増強	26
駅周辺の整備	28
（5）公園・緑地	
公園の整備	29
緑地の保全	31
緑化推進運動の展開	32
2 生活環境	
（1）資源循環型社会への対応	
地球環境問題への意識啓発	33
ごみの減量化と資源化の推進	34
廃棄物の適正処理	36
（2）環境・衛生対策	
環境の保全	37
環境の美化	38
公害の防止	39
し尿処理・浄化槽の適切な維持管理	41

3 町民の安全

(1) 防災・消防	
防災意識の高揚	42
防災施設の整備	43
消防・救急体制の整備	44
災害対策の推進	46
(2) 防犯・交通安全	
防犯対策の推進	47
交通安全対策の推進	48
(3) 消費生活	49
(4) 個人情報保護	50

健康・福祉

1 健康

(1) 健康づくり	
健康づくり活動の推進	51
健康診査の充実	53
保健事業の充実	54
(2) 地域医療	56

2 福祉

(1) 地域福祉	57
(2) 高齢者福祉	
相談体制の充実・在宅福祉サービスの提供	58
社会参加への支援	60
(3) 障害者(児)福祉	
相談、訓練の充実	62
在宅福祉サービスの提供	63
社会参加への支援	64
(4) 児童福祉	
子育てへの支援	65
保育内容の充実	67
ひとり親家庭への支援	69
(5) 社会保障・勤労者福祉	
介護保険制度の円滑な推進	70
国民健康保険事業、老人保健医療事業の適切な運営	71
低所得者世帯への支援	72
勤労者への支援	73
町営住宅の適切な維持管理	74

生涯学習

1 学校教育

(1) 幼稚園教育	
3年保育体制の整備	75
施設の整備	76

(2) 小・中学校教育		
教育課程の充実	77
情報教育の推進	78
国際理解教育の推進	79
教育相談体制の充実	80
障害児教育の充実	81
施設の整備	82
(3) 学校給食		
学校給食の充実	83
施設の整備	84

2 社会教育

(1) 青少年の育成		
各種事業の充実	85
地域ぐるみ活動の推進	86
(2) 成人者の学習機会への支援		
学習機会の提供	87
学習情報の提供	88
文化活動への支援	89
(3) 高齢者の学習機会への支援		
学習機会の提供	90
世代間交流の充実	91
(4) 文化財の保護と活用	92
(5) 生涯スポーツ		
生涯スポーツ活動の充実	93
スポーツ施設の有効活用	94

産業

1 農業

(1) 農業生産基盤の整備	95
(2) 環境保全型農業への対応	96
(3) 農業振興への支援	97

2 商業・工業

(1) 商業振興への支援	98
----------------	-------	----

3 観光

(1) 観光資源の整備	99
(2) 観光イベントの開催	100

町民参加

1 地域社会

(1) 地域活動		
地域活動への支援	101
地区集会施設の整備	102
イベントづくりへの支援	103

(2) 人権・男女共同参画社会	
人権の尊重	104
男女共同参画社会の実現	105
2 町政への町民参加	
(1) 広報・広聴	
広報活動の充実	106
広聴活動の充実	108
(2) 情報公開	109

第3章 計画の推進にあたって

(1) 行政運営	
行政改革の推進	111
計画的な財政運営	112
財源の確保	113
(2) 広域行政	114
【資料】用語の解説	115

実施計画の概要

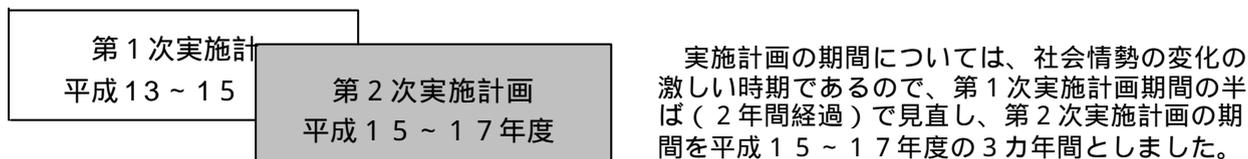
実施計画の概要

1．計画策定の趣旨

この計画は、「夢おい21プラン 前期基本計画」に示されている基本的な施策を効果的に実施していくため、必要な事業を明らかにするものであり、また、毎年度の予算編成及び事業実施の指針とするために作成するものです。

夢おい21プランの構成

13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
基本構想 平成13～22年度									
前期基本計画 平成13～17年度					後期基本計画 平成18～22年度				



2．計画策定の方針

社会経済状況が好転する兆しを見せず、町の財政状況は依然として厳しい状況です。このような状況下ではありますが、町は持続的な発展を維持し、効率的な行政運営に努めながら、町民の利便性の確保や福祉の向上に努めます。

今後は行政から町民に対して、考えていただきたいこと、またやっていただきたいことを積極的に提案し、その是非について議論を深めることにより、町民と行政が一体となった施策展開を図る必要があります。

そこで、実施計画の策定にあたっては、緊急を要する事業、持続的に実施している事業、将来のまちづくりを先導する事業などを中心に、財政事情を勘案のうえ、効果的・効率的な観点から事業選択を行い、基本計画に掲げた中長期目標や施策が達成できるよう心がけました。

特に、次の3つの視点に配慮しました。

- (1) 事業を取り巻く現状や、事業展開によって生じる効果も含め、事業計画を町民のみなさんに積極的に公表する。
- (2) 行政として「できること」と「できないこと」を明確にする。
- (3) 事業の実施に際して町民のみなさんに求める負担や参画を明確にする。

3. 財政収支の見通し

町の財政は、歳入の根幹をなす町税のうち、町民税法人分の占める割合が非常に高いことから、景気の動向を直接的に受ける状況となっています。先行き不透明な経済情勢下において、今後も税収の高い伸びは期待できず、地方分権が進行する中、自主・自立の道へと歩み続けています。

このような中で、「夢おい21プラン」を実現するためには、従来のような取り組みにとどまらず、より一層の内部努力と思い切った改革が必要となります。そこで、財政の安定化と「第2次実施計画」の道標として、平成15年度から平成17年度までの歳入と歳出(一般会計)を推計しました。

なお、見通しにあたっては、平成14年度予算額を基礎として、過去の伸び率や事業費の積み上げ等により算出しています。

□歳入

自主財源のうち、町税については景気の動向を勘案するとともに、使用料や手数料については住民負担の公平性の観点から、その適正化を目標に算出しました。また、依存財源については、事業内容や過去の実績などを参考に推計しました。

□歳出

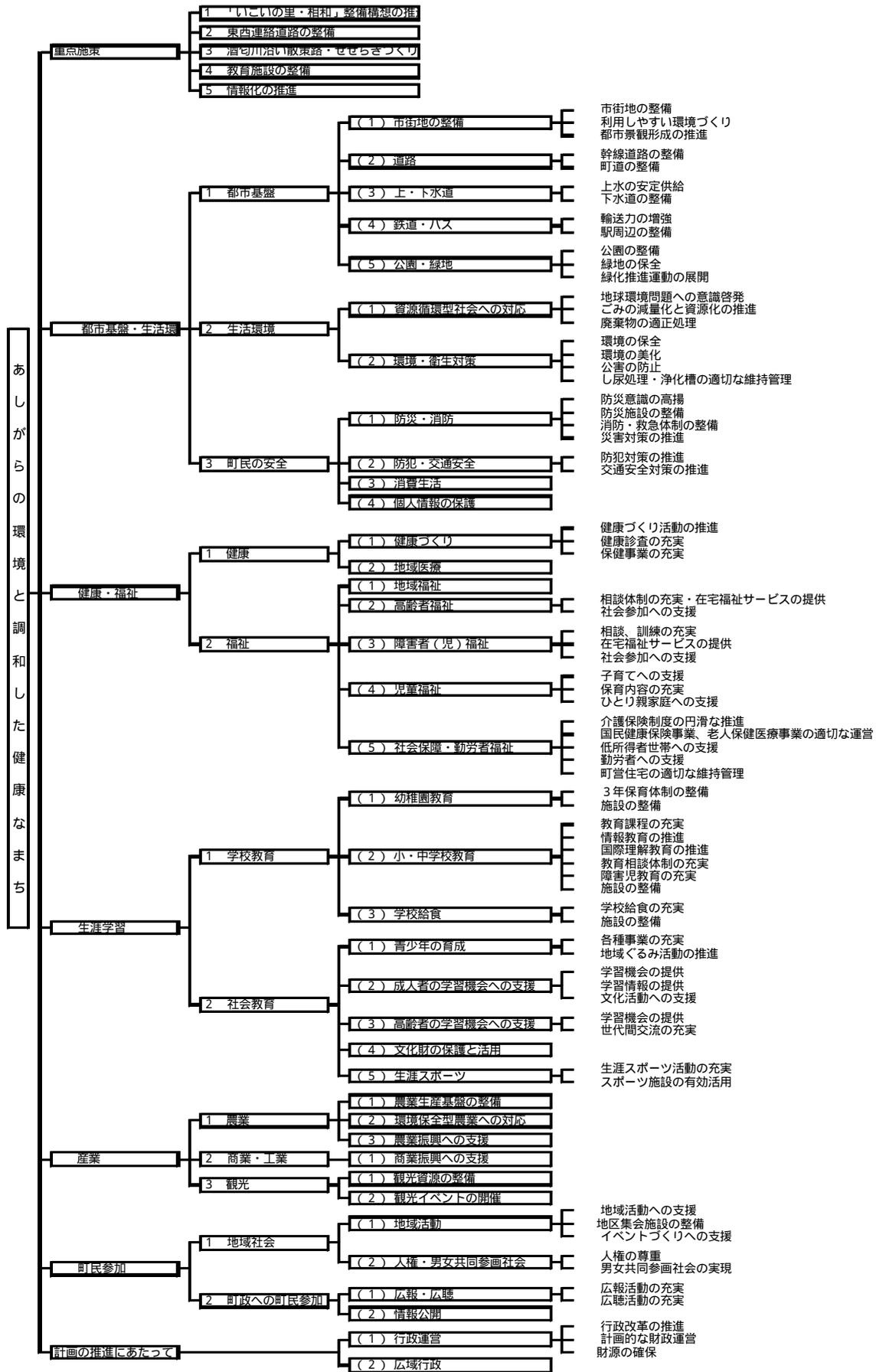
経常的経費については、一層の支出抑制に努めるとともに、評価を取り入れた新たな行政手法による経営の合理化を目標に推計しました。また、臨時的経費については、事業の緊急性や重要性などを勘案し、限りある財源の効果的な配分に努めます。

□平成15年度から平成17年度までの推計表(一般会計)

(単位：百万円)

歳入		歳出	
自主財源	10,386	経常的経費	12,455
町税	8,546	人件費	3,999
その他の財源	1,840	その他	8,456
依存財源	3,498	臨時的経費	1,429
地方交付税等交付金	1,602	「いこいの里・相和」整備構想	93
国・県支出金	1,335	ふるさとせせらぎづくり	35
町債	561	教育施設整備	371
平成17年度末		情報化の推進	40
基金残高	279	道路の整備	362
町債残高	2,472	その他	528
合計	13,884	合計	13,884

まちづくり体系図



第 1 章

重点施策

重点施策

大井町の将来を見据えて、長期的な視点から取り組むべき基盤整備計画を重点施策として位置付けます。実施にあたっては、財政状況を勘案して、毎年度の予算編成において優先順位を付けて取り組んでいくものとします。

「いこいの里・相和」整備構想の推進

相和地域の豊かな自然環境の保全と地域の活性化を図るため「いこいの里・相和」整備構想を推進します。

東西連絡道路の整備

都市計画道路「金子開成和田河原線」の整備について、引き続き近隣市町と連携して県に要請します。また、役場以北のJR御殿場線と交差する町道について関係機関と調整を図りながら交差箇所の改良方法の研究を進めます。

酒匂川沿い散策路・せせらぎづくり

酒匂川堤防に隣接する地域の農道、水路を活用して、ウォーキングなどが楽しめる散策路や水とふれあえるせせらぎの整備を図ります。また、酒匂川の一体的な整備について県に要請します。

教育施設の整備

幼稚園の就園体制の充実にあわせて幼稚園施設の整備を図るとともに、老朽化した給食センターの整備を図ります。

情報化の推進

行政の情報化基盤の整備や町内外の情報ネットワークの形成に努めるなど情報化を推進します。

「いこいの里・相和」整備構想の推進

相和地域の豊かな自然環境の保全と地域の活性化を図るため「いこいの里・相和」整備構想を推進します。

[現 状]

相和地域は、町土の約6割を占めていますが、全域が市街化調整区域であるため、居住環境の整備が進まず、人口の減少や高齢化が深刻な問題となっています。

また、農業従事者の高齢化や後継者不足は荒廃農地等を発生させ、起伏が多い地形は農業機械の導入を困難なものにしており、主な産業である農業の経営に支障を来しています。

このような状況から、相和地域の居住環境や農業生産基盤の整備が強く望まれていました。

このため、農業の生産条件と居住環境との調和のとれた整備を計画的に推進するための「集落地域整備法」の適用を検討し、計画案を「いこいの里・相和」整備構想としてまとめました。

この構想の推進について、国の同意を得て、平成14年9月に神奈川県集落地域整備基本方針に相和地域が位置付けられ、同法を適用して相和地域の整備を推進することとしました。

[整備の方向]

この構想を推進することによって、以下のような整備をめざします。

集会所や公園、道路などの整備を推進し、より住みやすく便利にします。

田や畑など、まとまりのある優良な農地を農用地区域に編入するなど、農地を守ることを決め、使いやすく整備することを推進します。

(圃場、農道、農業用排水路、市民農園などの整備推進)

農業や地域の活性化の拠点として整備を推進します。

(農業公園、道の駅的施設などの整備推進)

外から相和に移り住む方のための用地の整備を推進します。

(土地区画整理事業や集落地区計画による新規宅地の整備推進)

相和らしい町並みを守ってもらうためのルールを作ります。

(景観や町並みの誘導、用途規制、道路の計画、地域資源の保全と整備推進)

[今後のなぐれ]

集落地域整備法の適用を受けるため、県が「神奈川県集落地域整備基本方針」を策定し、国の関係省庁(農林水産省、国土交通省)と協議のうえ、相和地域を法適用対象区域として位置付けました。

相和地域は、豊かな自然、多様な生態系や潤いある里山の風景が残っています。この魅力ある環境と地域資源を活かした整備をしていきます。

今後は、地域のみなさんの意向を十分反映し、新たな農業的土地利用の方針を定める「集落農業振興地域整備計画」と、都市的土地利用の方針を定める「集落地区(整備)計画」を策定します。

(次頁へ続く)

(前頁からの続き)

[事業の概要]

農業公園の整備

構想の核施設となる農業公園の基本計画を策定するなど、整備を推進します。
計画の策定や制度の活用

集落農業振興地域整備計画と集落地区（整備）計画を策定します。

事業の推進

引き続き、相和地域のみなさんと計画策定などについて、協議、調整を行っていきます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
集落農業振興地域整備計画の策定		■			
集落地区（整備）計画の策定		■			
農業公園基本計画の策定		■			
農業公園基本設計の作成			■		
農業公園実施設計の作成				■	
計画策定や制度の活用	■	■	■	■	■
相和地域のみなさんとの協議、調整	■	■	■	■	■

[町民のみなさんへお願いすることなど]

この整備構想は、行政主導で推進する計画ではありません。相和地域に居住する方々を中心とした町民のみなさんの創意と理解、そして、協力によって推進していくものです。

「集落農業振興地域整備計画」及び「集落地区（整備）計画」の策定後も、それぞれの計画に付随する詳細な事業計画の策定が必要です。

豊かな自然に囲まれた住環境を守りつつ、地域の活性化を図るため、町民のみなさんの更なる協力をお願いします。

東西連絡道路の整備

都市計画道路「金子開成和田河原線」の整備について、引き続き近隣市町と連携して県に要請します。また、役場以北のＪＲ御殿場線と交差する町道について、関係機関と調整を図りながら交差箇所の改良方法の研究を進めます。

[現 状]

足柄上地区における暮らしやすさの向上や交通の混雑緩和、また、市町村域を越えた連携の強化などを目的として、大井町から酒匂川を越えて、開成町、南足柄市につながる都市計画道路「金子開成和田河原線」を1市2町で計画し、県へ整備を要請しています。なお、酒匂川2号橋の整備に向けた都市計画変更を行っています。

しかしながら、昨今の厳しい財政状況などからその整備は、なかなか進捗していないのが現状です。

また、町の平坦部における交通の流れを東西に分断させている、ＪＲ御殿場線と交差する道路の拡幅も問題となっています。

このことについては、ＪＲ東海や国土交通省と協議を続けていますが、踏切の整理・統合問題を投げかけられるなど、整備のめどが立たないのが現状です。

平成14年度には、住民のみなさんと一緒に地域交通の環境を考える機会として「まちづくりシンポジウム」を開催し、都市計画とまちづくりについて基調講演を行うとともに、町内在住の方による「暮らしやすい環境と利用しやすい交通」をテーマにパネルディスカッションを実施しました。そして、参加された大勢の方々から貴重な意見をいただきました。

[今後のなぐれ]

都市計画道路「金子開成和田河原線」は、町における交通の利便性を向上させるだけでなく、足柄上地区の一体感を出すためにも、極めて重要な道路です。平成8年度には、この道路の建設の促進を図るため、南足柄市及び開成町と連携して「都市計画道路和田河原開成大井線建設促進協議会」を設立しました。

平成12年度には広域的な幹線道路ネットワークの中で計画道路の位置付けなどを整理しながら、道路整備の必要性やそのあり方、また周辺の土地利用の可能性を探るための調査を実施しました。

今後もこの協議会を通じて県や関係機関との調整を行いながら当該道路の早期整備をめざします。

なお、ＪＲ御殿場線と交差する道路の幅員・改善方法について、町全体の交通施策の問題という認識のもと、懇談会やワークショップ（ ）等を開催するなどして町民と行政が一緒になって研究や検討を行い、「住むひと優先のまちづくり」を進めます。

(次頁へ続く)

(前頁からの続き)

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
都市計画道路和田河原開成大井線 建設促進協議会への参加					
交通環境シンポジウムの開催					
J R 御殿場線交差通路拡幅の研究					

[町民のみなさんへお願いすることなど]

都市計画道路「金子開成和田河原線」の整備の推進に、理解と協力をお願いします。

J R 御殿場線と交差する道路の拡幅問題は、1つひとつの交差箇所を問題とするのではなく、町全体の交通施策を考えた上で、拡幅を判断するなど、もっと広い視点でこの問題を見る必要があり、懇談会やワークショップ等への積極的な参加と意見ををお願いします。

酒匂川沿い散策路・せせらぎづくり

酒匂川堤防に隣接する地域の農道、水路を活用して、ウォーキングなどが楽しめる散策路や水とふれあえるせせらぎの整備を図ります。また、酒匂川の一体的な整備について県に要請します。

[現 状]

酒匂川の中流域である金手や西大井付近は、のどかな景観が広がる貴重なオープンスペースとなっています。また、二宮尊徳の松並木ごしに眺める富士山の景観は素晴らしく、町民の憩いの場として活用が図れる可能性が極めて大きい地域です。

しかしながら、現在整備中の酒匂川左岸縦貫道路の開通によって、自然環境や景観が損なわれる懸念があります。

また、水田や農道、水路など農業生産基盤が集中しているため、憩いの場として整備する場合は、農業従事者との調整が必要となります。

なお、町と県は協力してこの地域を整備していくため、「かながわ新総合計画 21」において「ふるさとせせらぎづくり事業」及び「花と水の交流圏づくり事業」のプロジェクトとして位置付けていますが、今後は更に緊密な調整を図っていく必要があります。

[活用の方向性]

この地域の活用の方向性として、自然環境や景観の保全を図りながら町民のみなさんの憩いの場となるよう整備を図ります。

活用の方向性については、今後更なる検討が必要ですが、その視点は以下のとおりとなると考えられます。

行政主導で一方向的に整備した公園ではなく「町民と行政が一緒に考えて整備し、発展させていく公園的整備」をめざしたい。

豊かな自然環境と、水田を中心としたのどかな風景にふれあう農業・親水公園として、大井町のみならず近隣住民の憩いの場をめざしたい。

自然環境とのどかな景観を保全するため、既にある農業用水路や農道などの活用を主として考えた、公園的整備を行いたい。

「見せる農業」や「体験する農業」などの視点を取り入れて、農業の振興をめざしたい。

[今後のながれ]

平成14年度に策定した基本計画に基づき、今後は国庫補助事業の「地域用水環境整備事業」を活用して酒匂川沿い散策路の整備をしていきます。

なお、県の松田土木事務所では、酒匂川左岸堤防について、水に親しめる環境づくりのための調査を進めており、今後、県と連携して整備を進めます。

また、野立て看板などを規制するための広告景観形成地区指定などにより、良好な景観の形成と保全に努めます。

(次頁へ続く)

(前頁からの続き)

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
基本計画の策定	■				
農業従事者との調整	■	■			
実施計画の策定		■	■		
用水整備等の実施				■	■

[町民のみなさんへお願いすることなど]

この事業は、町民のみなさんや農業従事者のみなさんと協力しながら計画し、整備を進めていく事業です。ワークショップなどへの積極的な参加をお願いします。

教育施設の整備

幼稚園の就園体制の充実にあわせて幼稚園施設の整備を図るとともに、老朽化した給食センターの整備を図ります。

[現 状]

町では幼稚園での保育について平成14年度から相和幼稚園と大井第二幼稚園において3年保育を試行実施しています。なお、3歳児の保育時間と給食のあり方が課題となっています。

給食センターについては、建設から30年以上が経過し、建物が老朽化しているとともに、「安全な給食を提供する」という衛生面でも施設の更新が必要となっています。

[今後のながれ]

大井幼稚園の新園舎開園にともない、大井幼稚園と大井第二幼稚園の通園区域の見直しをし、3年保育を平成16年4月から3園において実施します。

また、給食センターについては、新たな施設の建設や業務の効率的な運営について検討します。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
大井幼稚園の建設	■				
学校給食施設の建設及び効率的な運営のあり方の検討	■				
3年保育の実施	■				

[町民のみなさんへお願いすることなど]

通園区域の見直しに協力をお願いします。

学校給食のあり方について、住民のみなさんの意見ををお願いします。

情報化の推進

行政の情報化基盤の整備や町内外の情報ネットワークの形成に努めるなど情報化を推進します。

[現 状]

IT技術の活用は、住民サービスを向上させ、町民と行政の距離を大幅に縮める可能性をもっています。町では、今後IT技術をどのように活かしていくかを定めた「情報化推進計画」を策定し、「電子自治体」の構築に向けた基盤整備を進めています。

IT技術の活用が進むにつれ、個人情報保護・情報セキュリティ対策、そのための職員への情報セキュリティ教育が必要となっています。

住民基本台帳ネットワークシステムの稼働により、行政のさまざまな分野で必要とされる本人確認が効率的に行われることにより、情報化社会に対応した住民サービスの提供が可能となります。

[今後のながれ]

今後、町においては「電子自治体」構築に向けた組織・体制を整備し、町情報化推進計画を積極的に実施していきます。

情報化推進計画の実施

住民サービスの向上、地域と行政をつなぐ、行政コストの削減を目標として積極的に取り組み、IT技術を活用した新たなサービスを行っていきます。

行政内部事務の電子化

クラウドを活用し、行政情報を共有することにより、事務処理の効率化と意思決定を迅速に行います。また、総合的な文書管理システムや地図情報システムなど、行政内部の事務の効率化につながるシステムの検討をしていきます。

情報セキュリティポリシーの策定

個人情報などの情報資産を明確にとらえ、それら情報資産を守るために、技術的・物理的・人的側面に施す対策や、規約をまとめた「情報セキュリティポリシー」を策定するとともに、個人情報保護や情報セキュリティ対策を徹底します。

更に、職員に対して情報セキュリティの認識を高めるための教育・研修を実施します。

総合行政ネットワークシステムの整備

国の「e-Japan重点計画」の要請を受け、総合行政ネットワーク（LGWAN）を構築し、地方公共団体相互のコミュニケーションや情報の共有による情報の高度利用を実現します。

（次頁へ続く）

(前頁からの続き)

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
情報化推進計画の実施					
行政内部事務の電子化					
情報セキュリティポリシーの策定と運用					
総合行政ネットワークシステムの整備と運用					
住民基本台帳のネットワーク化					
I T 講習会の実施					

[町民のみなさんへお願いすることなど]

インターネット社会の進展にともない、I T 技術を活用することにより、住民サービスの向上につなげたいと考えています。しかしながら、反面、個人情報保護やデジタルデバイド()など課題もあります。今後、町民のみなさんの生活に役立つ「電子自治体」を実現するため、I T 技術の活用方法等の意見や提言をお願いします。

第 2 章

施策別計画

都市基盤・生活環境

1 都市基盤

(1) 市街地の整備

都市マスタープランの推進を図り、土地区画整理事業などにより良好な市街地の整備を推進し高齢者、障害者を含むすべての人が利用しやすい環境づくりに努めます。また、地域の特性に応じた良好な景観形成に向けて施策の検討を進めます。

市街地の整備

秩序ある市街地整備を進めるため、土地区画整理事業の促進、用途地域の見直し、地区計画()制度の活用を図ります。また、「核づくり構想」について引き続き研究を進めます。

現 状

現在、町内には金手第二地区と金子吉原地区の2箇所で土地区画整理事業の計画がありますが、熟度などの問題から、ほとんど進展していないのが現状です。その結果、金子吉原地区の土地区画整理事業と連動した構想である「核づくり構想」も研究段階にとどまっています。

用途地域については、区域区分等も含め土地利用の将来計画や動向などを勘案しながら、見直しが必要な箇所については見直しに努めるとともに、引き続き用途の混在の抑制、用途の純化を図っていきます。

地区計画については、現在、金手第一地区のみ設定されています。

また、制度上は市街化調整区域の幹線道路沿道への地区計画の設定が可能となっていますが、神奈川県では県における施策との関係から、適用しないこととしています。

実施計画

[事業の概要]

土地区画整理の推進・核づくり構想の研究

金手第二地区については、地権者のみなさんの意見を集約することが極めて困難なため、地権者のみなさんの合意形成がなされない場合は、事業を推進する区域から除外することを前提に見直します。

もう一方の金子吉原地区については、東西連絡道路の整備の進捗や「核づくり構想」に関連することから、町としても、地権者を中心とした準備会の再開に協力していきます。

地区計画の活用

市街化調整区域の幹線道路沿道などへ地区計画の設定が可能となるよう、県へ要望してきます。

(次頁へ続く)

(前頁からの続き)

[町民のみなさんへの事業効果]

土地区画整理事業の進展により、まちの良好な市街地形成が期待できます。
地区計画の活用により、地域に合った良好な町並みが期待できます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
土地区画整理の推進、核づくり 構想の研究					
地区計画の活用 ・幹線道路沿道などへの適用を県へ 要望					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

土地区画整理事業の進展には、第一に地権者のみなさんの盛り上がりが必要です。
準備会などへの積極的な協力と参加をお願いします。
地区計画を定めるためには、地域のみなさんの同意が不可欠です。説明会などへの積極的な参加をお願いします。

利用しやすい環境づくり

道路や不特定多数の人が利用する施設のバリアフリー化（障壁除去）に努めるとともに、すべての人が暮らしやすい環境づくりをめざします。

現 状

町道の改良工事などについては、現在でもバリアフリーを考慮しながら工事を進めています。

「すべての人が暮らしやすいまち」の実現をめざしていても、その対象となる方々や、ご要望の内容は多岐にわたることから、なかなか全てのことに手を付けられないのが現状です。

実施計画

[事業の概要]

すべての人が暮らしやすい環境づくり

今後は、推進する事業や計画が高齢者や子ども、体の不自由な方々、外国籍の方々など、町に住むすべての人に利用しやすいものとなっているかを常に意識しながら事業を進めていきます。

[[町民のみなさんへの事業効果]

すべての町民のみなさんが利用しやすい環境づくりが図られます。

[年度別の取り組み]

項 目（年度）	14	15	16	17	18以降
すべての人が暮らしやすい環境づくり					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

町で暮らしていく中で、お気づきの点があれば意見をお願いします。

都市景観形成の推進

都市マスタープラン()の景観形成方針に基づき景観形成に対する意識啓発に努めるとともに、景観形成モデル地区において具体的な手法の研究を進めます。

現 状

酒匂川左岸縦貫道沿道から見える田園風景、酒匂川の松並木、更に富士箱根連山の素晴らしい景観を保全する必要があり、野立て看板などを規制・誘導するため「大井町酒匂縦貫道路沿道広告景観形成地区」の指定(平成14年3月1日施行)を受けました。

実施計画

[事業の概要]

都市マスタープランの都市景観の形成方針の推進

都市マスタープランの都市景観の形成方針に基づき、緑地の保全や都市施設などの景観形成の推進を図ります。また、野立て看板などを規制するための広告景観形成地区指定制度の活用により、酒匂川左岸縦貫道沿道における良好な沿道景観の形成に努めます。

[[町民のみなさんへの事業効果]]

良好な景観の形成が期待できます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
広告景観形成地区の普及啓発					
都市景観形成の推進に向けた調査・検討					

[[町民のみなさんをお願いすることなど]]

広告景観形成地区指定の趣旨を理解いただき、推進に協力をお願いします。

(2) 道路

広域的な幹線道路の整備を関係機関に要請するとともに、地権者の協力を得ながら町道の整備を図ります。

幹線道路の整備

国道255号、県道小田原松田線などの歩道整備や県道秦野大井線など既存幹線道路の未改良区間の整備を県に要請します。また、酒匂川左岸縦貫道路の早期完成を県に要請します。

現 状

国道、県道における歩道整備や県道秦野大井線のバイパス()整備を県に要望していますが、用地取得の問題などにより、なかなか整備が進まないのが現状です。

都市計画道路金子開成和田河原線の酒匂川第2号橋については、平成12年度に県による基本調査が始まり、平成14年度には都市計画変更を行っています。

実施計画

[事業の概要]

県などへの道路の整備要請

県道松田国府津線及び県道小田原松田線への歩道設置、県道秦野大井線のバイパス工事の着手、都市計画道路金子開成和田河原線の早期着手などを県に要請していきます。

また、国道255号の歩道整備なども要請していきます。

[[町民のみなさんへの事業効果]]

交通渋滞の解消が期待できます。

歩道を整備することによって歩行者にやさしいまちづくりができます。

都市計画道路の整備により足柄上地区の一体感の醸成が期待できます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
県などへの整備要請					

[[町民のみなさんをお願いすることなど]]

引き続き、強く要請していきますので、理解と協力をお願いします。

町道の整備

町道の安全性、利便性の向上をめざして、計画的な整備を図ります。

現 状

町道のうち、幅員が4 m以上あるものは67.1%の整備状況であります。未整備区間では、緊急車両や福祉バスなどの通行にも支障が出ています。

しかしながら、町道の拡張には用地の確保に多額の経費がかかります。

舗装率は90.8%の水準には達していますが、未舗装道路もまだまだ残っており、毎年その穴埋めなどの維持補修費がかかっています。

近年は、車両の大型化や交通量の増大により舗装の傷みも早くなっており、今後は更に経費がかかっていくと考えられます。

排水路については、市街化区域内においても、土羽()の排水路があり、機能向上をめざして整備する必要があります。また、下山田排水路においては、企業誘致に絡み下流の水路整備を行わないと、雨水排水処理に支障をきたすことが予想されます。

なお、排水路と農業用水路を兼ねている場合が多いことから、受益者との調整も課題となっています。

交差点における交通事故は、まだまだ減少が見られない状況であり、交差点の改良が必要となっています。また、町道においては歩道の整備が遅れているため、歩行者の安全確保が必要です。

実施計画

[事業の概要]

町道改良工事

道路網整備計画に基づき未改良道路や未舗装道路などの、体系的な整備を行います。また、説明会などを開催して、町民のみなさんが使いやすい町道をめざします。

町道舗装工事

今後も計画的に舗装の打ち替えや、未舗装道路の整備を進めます。

排水路改良工事

小規模な土羽水路はU字溝などを使用しての計画的な整備を進めます。

また、下山田排水路においては用地の買収等を含め整備を進めます。

交通安全施設事業

交差点のカラー舗装化を計画的に進めます。また、水路への転落防止も兼ねて金田堰及び和田堰の水路敷地を利用しての歩道及び待避所を計画的に設置します。

[町民のみなさんへの事業効果]

交通渋滞の解消が期待できます。

歩道整備を推進することによって歩行者にやさしいまちづくりができます。

老朽化した舗装による騒音や振動をなくし、快適な生活環境が期待できます。

交差点における交通事故が防止されるなど、交通の安全が確保されます。

排水路の改良は降雨時の雨水防災対策となり、安心して暮らせるまちづくりが期待できます。また衛生環境の向上が期待できます。

(次頁へ続く)

(前頁からの続き)

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
町道改良工事の計画的な施工					
町道舗装工事の計画的な施工					
排水路改良工事の計画的な施工					
交通安全施設工事の計画的な施工					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

道路工事説明会などへの積極的な参加をお願いします。また、道路用地や排水路用地の確保に協力をお願いします。

(3) 上・下水道

安定した水の供給体制の維持を図るとともに、下水道施設の維持・整備を推進します。また両事業の適切な運営に努めます。

上水の安定供給

水源や配水管など施設の整備を図ります。また、関係機関と連携して、足柄平野の地下水の状況について調査を進めます。

現 状

平成10年度で町内全域に上水道が整備され、上水道事業は維持管理の時代に入っているといえますが、以前から錆や漏水が多い水道管があり、上水を安定して供給するためには、布設替えなどの対応が必要となっています。

また、一部では口径が現在の規格と合致しなくなっており、今後は補修等の対応が困難になっていくと予想されます。

昭和41年の事業創設以来、稼働し続けている第一浄水場の送水ポンプなどの設備は、老朽化が進んでいます。町民へ安定した水供給を行うため、水供給の根幹施設である浄水場などは早期に改良・更新に取り組む必要があります。

町の上水道はそのすべてを地下水に頼っており、水道用水、工業用水など多量に利用しているという現状から、安定的な水資源の確保のため、県と関係市町が共同して足柄平野における地下水の実態について調査しました。そして、今後はそれら収集データをもとに、適正な揚水量の予測が必要となります。

実施計画

[事業の概要]

老朽管更新事業

上水を安定して供給するため老朽管を計画的に布設替えしていきます。

老朽化施設改良更新事業

浄水場老朽化施設更新調査結果を踏まえ、老朽化施設の改良・更新を計画的に進めていきます。

地下水適正揚水量の予測と検討

地下水の利用実態や地下水障害の現状などの収集データを基に、平成15年度に適正揚水量シミュレーション()調査を行い、将来にわたる地下水の適正な揚水量を把握します。

[[町民のみなさんへの事業効果]

断水や錆の出ない安心して飲める水が、安定して供給されます。

地下水の有効利用を図ることにより、将来にわたって安定的な水資源を確保できます。

(次頁へ続く)

(前頁からの続き)

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
老朽管の計画的な布設替え	■				
老朽化施設改良更新事業	■				
・老朽化施設更新委託調査	■				
・老朽化施設改良更新の実施		■			
足柄上地区地下水調査研究会事業	■				
・適正揚水量シミュレーション調査		■			

[町民のみなさんをお願いすることなど]

上水道は町民のみなさんに対する最も基本的な行政サービスです。今後も上水道事業に対する理解をお願いします。

井戸や貯水槽を所有されている方は、適正な管理をお願いします。

下水道の整備

市街化の進展や地域の状況に合わせて計画的に公共下水道の整備を進めるとともに、供用区域内の水洗化を促進します。

酒匂川流域下水道の維持管理に対する市町の負担金について、県や関連する市町と見直しを行います。

また、計画区域外の地域について地域にあった生活排水処理施設の研究を進めます。

現 状

町における公共下水道事業については、酒匂川流域関連公共下水道として、汚水・雨水ともに608.5haを計画区域(うち事業認可区域は402.2ha)として整備を進めており、整備面積は、平成14年度末で357.9haに達しています。

供用区域(公共下水道が使える区域)内で、接続している世帯は92.6%に達しますが、まだ未接続の世帯があります。

現在、酒匂川流域下水道における汚水処理費用などを、関連市町で負担していますが、この負担金は3年に一度見直しを行っています。

次の負担金の見直しは、施設の改築計画や物価の変動などを考慮し、平成17年度に県と関連市町で検討することになっています。

町における下水道計画区域外の地域については、県が平成9年に策定した生活排水処理施設整備構想において、農業集落排水施設として位置付けられています。

しかし、経済性や合理性の観点から、今後は適切な処理施設について、研究を進める必要があります。

実施計画

[事業の概要]

公共下水道事業の実施

事業認可区域内の下水道整備を進めるとともに、市街化調整区域への事業認可区域拡大を進めます。また、供用区域内の水洗化を促進します。

維持管理面では、定期的な点検及び清掃を行うことにより、下水道施設のライフサイクルコスト()縮減に努めます。

酒匂川流域下水道における維持管理負担金の見直し

下水道施設の老朽化に伴う改築の費用、また、物価変動などを適正に把握し、県や関連する市町と負担金の見直しを行います。

下水道計画区域外の生活排水処理施設の研究

施設の規模、維持管理手法など、地域に適した処理施設の研究を進めます。

[町民のみなさんへの事業効果]

生活環境の向上に大きな効果を発揮します。

自然環境の保全が図れます。

(次頁へ続く)

(前頁からの続き)

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
市街化調整区域への供用区域の拡大					
供用区域内の100%水洗化の推進					
定期的な点検及び清掃の実施					
酒匂川流域下水道の維持管理に対する負担金の見直し					
下水道計画区域外の生活排水処理施設の研究					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

下水道整備対象地区内の町民のみなさんにおいては、説明会に積極的に参加されるようお願いいたします。

生活排水による河川の水質悪化防止のため、供用区域内での下水道接続に協力をお願いいたします。

(4) 鉄道・バス

鉄道輸送力の増強と駅施設の整備を関係機関に要請するとともに、バス路線の維持・増強を関係機関に要請します。また、駅周辺において駐輪場などの整備を図ります。

輸送力の増強

JR御殿場線、小田急線を利用しやすいものにするため、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議などを通じて関係機関に働きかけます。

バス交通を利用しやすいものにするため、近隣市町と連携して関係機関に働きかけます。また、町内循環バスの導入について研究を進めます。

現 状

JR御殿場線や小田急線の鉄道輸送力の増強をめざして、関係団体と一体になって要望書などを提出しています。

しかし、利用者の減少などを理由の1つとして、その要望はなかなか実現しないのが現状です。

平成14年からのバス事業の規制緩和により、利用者の少ないバス路線は廃止されてしまう可能性があります。

町では、平成14年3月にバス事業者から提出された路線バス廃止等意向申出を受けて、「公共交通利用対策検討会」を3回にわたり開催し、地域関係者等の意見を聴取しました。その後、廃止等意向申出については一時撤回されましたが、再度提出される可能性もあります。

実施計画

[事業の概要]

鉄道輸送力増強事業

JR御殿場線や小田急線を利用しやすいものにするため、駅施設の整備をはじめ、運行本数の増強などを、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議や御殿場線輸送力増強促進連盟を通じて、国や鉄道事業者などに要望していきます。

また、「ごてんばせんネット」などのホームページの活用により、利用者の増加に努めます。

「ごてんばせんネット」アドレス <http://www.gotembasen.net/>

町内バス交通のあり方の研究

特定の町内バス路線の廃止問題だけに注目するのではなく、町全体を見渡したバス路線の今後のあり方を研究します。

[[町民のみなさんへの事業効果]]

鉄道の運行本数の増加や、利用しやすい施設への整備が期待できます。

町内における交通格差の解消が期待できます。

(次頁へ続く)

(前頁からの続き)

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
鉄道輸送力増強事業					
・国や鉄道事業者への働きかけ					
・ごてんばせんネットなど広報活動					
町内バス路線のあり方の研究					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

地域の生活交通（鉄道やバスなど）の確保は、子どもたちや高齢者だけの問題ではありません。維持していくためには、町民のみなさん一人ひとりが「地域の足を守るのは自分の問題」として考え、積極的に利用いただくことが大切です。理解と協力をお願いします。

駅周辺の整備

J R 御殿場線の駅周辺において駐輪場などの整備を進めます。

現 状

J R 御殿場線相模金子駅にある駐輪場の利用者の増加にともなって駐輪台数が増え、駐輪場からはみ出して駐車している自転車が増えたことにより、駐輪場を延長して120台駐輪できるように整備しました。

また、相模金子駅周辺の道路幅が狭く、朝夕は車の通行量が多いため、駅の利用者にとって危険な状態となっており、改善が求められています。

実施計画

[事業の概要]

J R 御殿場線駅駐輪場の利便性の確保

駅駐輪場は、利用者が大変多くなっています。そこで、放置自転車を撤去し、利用者のみなさんの利便性を図ります。

周辺道路の整備

金田堰に床板()を設置し、歩道や待避所を整備します。

[[町民のみなさんへの事業効果]

駐輪場が使いやすくなります。

安全に利用できます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
放置自転車の撤去					
周辺道路の整備					

[[町民のみなさんにお願いすることなど]

駐輪場を利用するときは、ルールを守っての利用をお願いします。

自転車の放置をしないよう、協力をお願いします。

車を運転する方は、狭い道ではゆっくり走り、待避所には車を駐車しないようお願いいたします。

(5) 公園・緑地

緑の基本計画を推進し、公園の整備や緑地の保全を図るとともに、緑化推進運動を展開します。

公園の整備

地域住民の協力を得ながら身近な公園の整備・維持管理を図ります。また、新たな公園の整備について研究を進めます。

現 状

町内4箇所にある公園については、民間委託による日常的な維持管理を実施しています。

植栽の消毒は年に数回行っていますが、環境保全の観点からその方法などについての検討が必要となっています。

平成12年度には、開発区域内に設置された公園が町に移管されました。

今後も同様のケースが増加することが予想されるため、住民参加による維持管理方法の検討が必要となっています。

地元のみなさんの意見を尊重しながらJR御殿場線大井駅前公園の整備を進めています。

実施計画

[事業の概要]

上大井駅前公園の整備事業

地域の方々が愛着を持って利用いただける公園を整備します。

公園の維持管理

現在の委託による維持管理を継続しながら、草花の植栽などについては地域の方々の協力を得ながら公園の美化を推進できるよう、住民参加による維持管理方法の検討を進めます。

[[町民のみなさんへの事業効果]]

上大井駅前公園の整備により、憩いの場として利用できるとともに、駅周辺の良好な景観の保全が期待できます。

公園が適正に維持管理されることにより、安心して気持ちよく利用することができます。

(次頁へ続く)

(前頁からの続き)

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
上大井駅前公園整備工事					
公園の維持管理					
・維持管理方法の検討					
・新たな方法による維持管理					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

上大井駅前公園を愛着を持って利用していただくとともに、公園の維持管理については地元自治会等のみなさんの協力を引き続きお願いします。

公園は大勢の方々が利用する施設です。他の方が気持ちよく利用しやすいように心がけてください。

公園は、町の施設の中でも、とりわけ地域の生活に密着した施設です。安心して、また気持ちよく利用するためにも、美化清掃などへの積極的な参加と協力をお願いします。

緑地の保全

関係機関と連携して丘陵地などの緑地の保全を図るように地権者に協力を要請します。

現 状

丘陵地西側の斜面緑地については、その大部分が一企業による私有地となっています。

実施計画

[事業の概要]

丘陵地西側の斜面緑地の保全

丘陵地西側の斜面は、所有者のご努力により極めて良好に緑地の保全が図られています。

今後も、この緑地の保全に努めていただけるよう、要請していきます。

[[町民のみなさんへの事業効果]

町における緑地保全の拠点となることにより、町民のみなさんからの意見や提案を参考にしながら、シンボリックな地域としていくことが可能となります。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
緑地保全の要請					

[[町民のみなさんをお願いすることなど]

丘陵地西側の斜面緑地は、一企業の協力により、まちの緑地保全の拠点となり、また憩いの場として開放されているものです。

気持ちよく利用するためにも、散策やウォーキングなどの際に、ごみなどを出さないようお願いいたします。

緑化推進運動の展開

各種団体の協力を得ながら町の花「すいせん」の普及など緑化推進運動の展開を図ります。

現 状

町の花「すいせん」については、酒匂川沿いにフレームを、また公園などにもプランターを設置し普及に努めていますが、育成時期が限られていることや、維持管理が困難であるなど問題が発生しています。

また、平成11年度から金手大河原地区の水田を利用して「菜の花畑づくり」を実施していますが、稲作の時期等調整が難しく、多くの課題があります。

実施計画

[事業の概要]

すいせんの新たな普及活動の実施

すいせんについては、現在の普及方法以外の方法も検討のうえ実施します。

菜の花畑づくり

酒匂川沿い散策路・せせらぎづくりの一環として、水田を中心としたのどかな風景の中に菜の花畑づくりを推進していきます。また、「菜の花まつり」の開催等、観光集客としての活用を図ります。

[[町民のみなさんへの事業効果]]

町の景観と憩いの場の形成に寄与します。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
すいせんの新たな普及活動の実施					
菜の花畑づくりの推進					
菜の花まつりの開催					

[[町民のみなさんをお願いすることなど]]

「菜の花畑づくり」「菜の花まつり」については、みなさんの積極的な参加をお願いします。

2 生活環境

(1) 資源循環型社会への対応

地球環境問題への意識啓発に努めるとともに、ごみの減量と資源化を推進します。また、近隣市町と連携して廃棄物処理の整備を図ります。

地球環境問題への意識啓発

豊かな自然環境の保全に取り組むとともに、身近なところから地球環境を守り資源循環型社会を築いていくように意識啓発に努めます。

現 状

地球環境問題は日頃の暮らしからかけ離れた問題と思われがちですが、町民のみなさん一人ひとりの行動がこの問題に直接かかわっていることを理解していただく必要があります。

実施計画

[事業の概要]

大井町環境展の開催

低公害車や太陽光発電装置などの環境保全のための新技術やリサイクル商品等の紹介、ごみなどの環境問題の現状紹介、環境劇などの児童を対象とした環境教育、フリーマーケット()など環境問題をテーマとして「大井町環境展」を隔年で開催します。

意識啓発の推進

地球環境を守り資源環境型社会の構築に向けた意識開発を図るため、広報やパンフレットによる周知、環境展などの機会をとらえた啓発活動を行います。

[[町民のみなさんへの事業効果]

ごみ問題をはじめとする地球環境問題への啓発が期待されます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
大井町環境展の開催					
意識啓発の推進					

[[町民のみなさんをお願いすることなど]

町民みなさんの地球環境問題への意識を変えることが目的です。積極的な参加と協力をお願いします。

ごみの減量化と資源化の推進

町民、事業者のごみ問題に対する意識啓発に努めます。また、ごみの分別収集を推進するとともに、事業者には使い捨て容器や過剰包装を減らすように働きかけます。

現 状

現在、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用を図るため、廃棄物の分別収集を行っていますが、可燃ごみの減少や資源ごみの増加はみられるものの、平成12年に完全施行された「容器包装リサイクル法」()に基づく、分別収集の完全実施には至っていません。

また、最終処分場をはじめとする廃棄物処理施設の延命化も、大きな問題となっています。

ごみの減量化とその再利用が社会問題となっていること、また東部清掃組合における大井美化センター、岩倉処分場の延命化を図る必要があることなどから、家庭ごみの約3割を占める生ごみの減量化と有効利用が非常に重要な課題となっています。

自治会、老人クラブ、子ども会、PTA、母親クラブに対し、回収の実績に応じて資源回収奨励金を交付していますが、本来の奨励目的からはずれて各団体の単なる「運営資金」になってしまっている可能性があります。

また、町が収集した場合と比較するなど、費用対効果を見極める必要があります。

廃棄物となった家電製品は、金属やガラスなど有用な資源が多く含まれているにもかかわらず、大部分が埋め立てられているのが現状です。

このような状況のため、「家電リサイクル法」()が平成13年4月に施行され、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、テレビのリサイクルが全国的に実施されています。

実施計画

[事業の概要]

廃棄物分別収集事業

現在、資源ごみとして分別収集している容器包装廃棄物は、「缶」「ビン」「飲料用紙パック」「段ボール」「その他紙製容器包装」「ペットボトル」「発泡スチロール・トレイ」の7種類ですが、これに「その他プラスチック製容器包装」を追加して導入します。

電気式生ごみ処理機構入費補助事業

平成11年度からごみの減量化を目的に一般家庭から排出される生ごみを自己処理する電気式生ごみ処理機の普及を構入費の補助により促進しています。

しかしながら、補助申請件数が年々減少していることや、また、処理機自体の価格も廉価になってきていることから、平成15年度をもって制度を打ち切ります。

資源回収奨励金交付事業

引き続き実施しますが、この制度の本旨を捉えた活動を行っていただけるよう、広報に努めます。

(次頁へ続く)

(前頁からの続き)

家電リサイクル事業

次の役割を果たし、正しく処理が行われるよう、消費者、小売業者に周知と徹底を図ります。

- ・消費者の役割……不要となった製品を小売業者などに引き渡します。その際、再商品化と運搬にかかる経費(料金)を負担します。
- ・小売業者の役割……過去に販売した製品や買い替えの際の不要となった製品を引き取ります。

[町民のみなさんへの事業効果]

廃棄物処理にかかる費用の節減が図れます。

ごみの減量化や資源の有効利用を進めることによって、ダイオキシン類()発生の抑制など、地球規模における環境保全が図れます。

補助を受けることにより、生ごみ処理機購入の負担が軽減されます。

動物などによる生ごみの散乱が減少し、町がきれいになります。

ごみの減量と再資源化に対する意識向上が期待できます。

最終処分場などの延命化が図れます。

[年度別の取り組み] (続き)

項 目 (年度)	1 4	1 5	1 6	1 7	1 8以降
廃棄物分別収集事業					
・ 分別内容の検討	■				
・ 住民説明会の実施		■			
・ 新たな分別収集の実施			■	■	
・ 分別収集の適正化の徹底			■	■	
電気式生ごみ処理機構入費補助事業の実施	■	■			
資源回収奨励金交付事業の実施	■	■	■	■	■
家電リサイクル事業					
・ 適正処理の徹底	■	■	■	■	■

[町民のみなさんをお願いすることなど]

ごみの分別は、一人ひとりが環境問題への意識をもってあたる必要があります。町民や企業のみなさんには分別の徹底と簡易な包装によるごみの減量化に協力をお願いします。

資源回収奨励金交付事業については、ごみの減量化と再資源化の推進という趣旨を捉えたうえでの、積極的な制度の利用をお願いします。

使わなくなった家電リサイクル法対象家電製品の、小売業者への適切な引き渡しと、再商品化に係る料金の負担について、理解をお願いします。

廃棄物の適正処理

近隣市町と連携して設置しているごみ処理施設の公害防止対策を進めるとともに、施設運営の効率化に努めます。また、広域的な施設整備に向けて関係機関と検討を進めます。

現 状

厚生労働省は、ごみの焼却施設からのダイオキシン類の発生防止について、平成9年にガイドライン()を示しましたが、この中で恒久的な対策として、高度な処理機能を有する大規模施設に集約する必要性が示されました。

これを受けて県では「神奈川県ごみ処理広域化計画」を策定しました。この計画の中で、町においては平成20年を目途に県西ブロック(2市8町)()の他の市町村とともにごみ処理の広域化を行うこととされておりますが、足柄上地区1市5町では、平成14年4月に「あしがら上地区資源循環型処理施設整備準備室」を設置し、平成22年を目途にごみ処理広域化に向けて検討を開始しています。

実施計画

[事業の概要]

ごみ処理広域化事業

足柄上地区広域行政協議会の「ごみの広域処理専門部会」の調査報告をふまえて設置された「あしがら上地区資源循環型処理施設整備準備室」において、県西ブロック中における足柄上地区のごみ処理広域化を進めていきます。

[町民のみなさんへの事業効果]

高度な処理能力を有する大規模施設を利用することにより、ごみ処理の効率化と環境の保全が図れます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
ごみ処理広域化事業 ・足柄上地区における広域化の検討と推進					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

住民の意向・意識調査などを実施する場合がありますので、協力をお願いします。ごみの減量化に協力をお願いします。

(2) 環境・衛生対策

環境に配慮した総合的な施策を整備し、不法投棄の防止や公害防止対策などの強化に努めます。また、浄化槽の適切な維持管理の意識啓発に努めます。

環境の保全

町、町民及び事業者が一体となって環境の保全及び創造に関する施策を、環境基本計画に基づき推進します。

現 状

社会経済情勢や生活様式の変化などにより発生するごみの問題、水質汚濁、大気汚染、また地球温暖化問題やダイオキシン類・環境ホルモン()問題、資源の有効利用、開発による環境破壊など、環境を維持し、また創造していくための問題は極めて多岐にわたっています。

これらの問題を1つひとつ解決していくには環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく必要があります。そこで、町では平成15年3月に「大井町環境基本計画」を策定し、町民、事業者、行政のそれぞれの責務を明確にしました。今後は、この計画に基づき事業を推進をする必要があります。

実施計画

[事業の概要]

大井町環境基本計画の推進

町における環境施策を総合的かつ計画的に推進していくため、「大井町環境基本計画」を策定しました。今後は、この計画に基づき、町民、事業者、行政が一体となって環境の保全及び創造に関する施策を推進していきます。

平成15年度においては、環境展の開催や環境家計簿の全戸配布により、町民や事業者などの環境問題に対する意識の高揚や、各家庭における環境にやさしいライフスタイル普及を推進するなど、意識啓発を重視した事業を推進します。

また、平成16年度から、プラスチック製容器包装類廃棄物の分別収集の充実を図るなどの各種施策を実施していきます。

[[町民のみなさんへの事業効果]]

環境問題を総合的に捉えて、施策を計画的に推進することにより、町民のみなさんの健康で文化的な生活の確保に寄与します。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
環境基本計画の策定					
環境基本計画の推進					

[[町民のみなさんをお願いすることなど]]

この計画は、町民のみなさんと行政が一緒になって推進していくものです。環境を保全するための積極的な行動をお願いします。

環境の美化

不法投棄防止対策を進めるとともに、地域住民の協力を得ながら散乱ごみ対策を進めます。また、美化運動への支援など環境美化の推進を図ります。

現 状

相和地区を中心とした丘陵部には、年間を通して不法投棄が絶えず発生しています。

ごみステーション()では、不法投棄されたごみや出し方のルールに違反し放置されたごみが後を絶たず、町の美化と衛生を損なっているところが多くみられます。

また、今後も容器包装リサイクル法や家電リサイクル法などの施行による不適切な分別や排出、更には不法投棄が増加していくことが予想されます。

実施計画

[事業の概要]

環境パトロールの実施

委託により週1回(昼間)、不法投棄防止を目的とした巡回及び不法投棄物の撤去、衛生上支障のある箇所やごみステーションを発見した場合は、ごみの撤去などを行います。

環境美化夜間パトロール委託事業

不法投棄多発地帯を中心に夜間のパトロールを実施し、不法投棄を目撃した場合は警察に通報します。

正しいごみの出し方の推進

ごみの出し方のルールを徹底することにより、ごみのリサイクルの推進だけでなく、ごみステーションや町内の美化を推進するため、広報やパンフレット等による周知を図るとともに、環境展などのイベント、分別収集の住民説明会などにおける啓発を行います。

[[町民のみなさんへの事業効果]]

町内の環境の美化と衛生の維持が図れます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
環境パトロールの実施					
環境美化夜間パトロールの実施					
正しいごみの出し方の推進					

[町民の皆さんにお願いすることなど]

不法投棄の現場を目撃したり、不法投棄物を発見した場合は、早期の情報提供をお願いします。

ごみステーションを気持ちよく使うためにも、ごみはルールを守ってきちんと出してください。

公害の防止

事業所などに対して大気・水質の保全や騒音・悪臭などの公害防止対策の指導を徹底します。また、公害を未然に防ぐため監視体制の強化に努めます。

現 状

農家や一般家庭から排出されている剪定枝を、野焼きなどで処理している例が多くみられますが、そのほとんどは県の生活環境保全条例に違反しており、また周辺住民からの苦情も多数寄せられています。

そこで、町では平成13年10月から剪定枝破碎処理機を購入し、委託により収集と破碎処理を行っています。そして、破碎後のチップは町民のみなさんへの無償配布や、公共施設の植え込みへの散布などに利用しています。

現在、環境問題は世界的に注目され、地球規模での環境破壊、汚染などに対するいろいろな対策が講じられています。特に大気汚染問題においては自動車の排気ガスや、火力発電所からの排煙などが大きな原因となっており、今後はこれらを大幅に低減させる必要があります。

国では関係機関を通じ、一般家庭における太陽光発電システムの設置や低公害車の購入に対する補助事業が実施されています。

町における下水道整備は毎年着実に進んでいます。しかし河川や用水路への生活排水や工場排水の流入、農薬散布などによる水質の悪化が懸念されています。

実施計画

[事業の概要]

剪定枝破碎処理事業

破碎後のチップの利用実態やその効果などについて広報等によりPRし、有効利用を促進します。

また、野焼きの中止指導の際に、この事業の積極的な利用を案内します。

自動車利用の抑制

自動車の排気ガスの抑制に向け、ノーカーデー()の実施と普及を推進するとともに、公共交通機関の利用促進を図ります。

低公害車の普及促進

町公用車に低公害車を積極的に導入するとともに、事業所や町民のみなさんへ低公害車の利用促進や購入補助制度等の情報を提供します。また、環境展などのイベントにおいて低公害車の展示・試乗会を実施し、普及促進を図ります。

太陽光や風力など自然エネルギーの有効利用の促進

公共施設において、太陽光や風力など自然エネルギー設備の設置を積極的に推進するとともに、事業所や町民のみなさんへ自然エネルギー設備の設置促進や設備補助制度等の情報を提供します。

(次頁へ続く)

(前頁からの続き)

主要河川・用水路水質検査

町内の主要河川・用水路の9箇所において水質検査を実施し、異常があった場合は関係機関と協議してその原因を調査します。

また、検査の結果について、わかりやすくお知らせします。

なお、油流出などの水質事故については、汚染拡大に対し早急な対応をとるとともに、原因者に対しては、再発の防止に向けての指導を行います。

[町民のみなさんへの事業効果]

剪定枝の有効利用と大気汚染の防止が図れます。

太陽光発電の設備や低公害車を購入する際の費用負担が軽減されます。

水質検査を実施し、水質の状況を定期的に把握することにより、安心して暮らせるまちづくりが図れます。

自動車の排気ガスによる大気汚染抑制が図れます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
剪定枝破碎処理事業					
自動車利用の抑制					
低公害車の普及促進					
太陽光や風力など自然エネルギーの有効利用の推進					
主要河川・用水路水質検査の実施					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

野焼きは、大気汚染をまねき、町民のみなさんの生活環境を悪化させます。剪定枝の処理については、剪定枝破碎処理事業を積極的に利用してください。

大気汚染抑制に向け、ノーカーデーの実施と公共交通機関の利用に協力をお願いします。

太陽光発電設備や低公害車の導入は、公害を防止するうえでたいへん有効な手段です。ぜひとも導入の検討をお願いします。

生活排水による河川の水質悪化防止のため、供用区域内で下水道未接続の世帯の方は、早期に接続をお願いします。また、供用区域外の世帯の方は、合併処理浄化槽()の設置または切り替えをお願いします。

し尿処理施設・浄化槽の適切な維持管理

近隣市町と連携して設置しているし尿処理施設の適切な維持管理を図るとともに、施設運営の効率化に努めます。また、戸別浄化槽の適切な維持管理を行うように意識啓発に努めます。

現 状

足柄上衛生組合におけるし尿と浄化槽汚泥の処理は3次処理まで行った後酒匂川に放流していましたが、公共下水道接続により、2次処理まで行った後下水道へ放流する方式に改めました。

よって、これまで使用されていた3次処理用施設が不要になり、その跡地の有効利用と老朽化が進む施設の更新について検討する必要があります。

下水道未整備区域については、生活排水による河川や用水路の水質汚濁を防止するため、新たな建築物に対しては合併処理浄化槽の設置が義務づけられています。

しかし、適切な維持管理が行われないと、その機能を十分に発揮させることはできません。

実施計画

[事業の概要]

足柄衛生センター施設整備事業

3次処理施設跡地の有効利用と既存施設の老朽化対策を図るため、足柄衛生センター施設整備検討委員会を組織しリサイクル型社会への転換に資する汚泥再生処理施設としての再整備を検討します。

合併処理浄化槽維持管理費補助事業

下水道未整備地区内に合併処理浄化槽を設置している町民に対し、その維持管理費用の一部を補助することにより、浄化槽の適切な維持管理を促します。

[[町民のみなさんへの事業効果]]

し尿や汚泥の安定した処理の実現により、環境の保全が図られます。

合併処理浄化槽の維持管理費用が軽減されます。

河川や水路の水質の保全が図れます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
足柄衛生センター施設整備事業 ・施設整備検討委員会での検討					
合併浄化槽維持管理費補助事業 ・補助の実施					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

合併処理浄化槽は、適切な維持管理が行われて、はじめてその機能が発揮できます。河川や用水路の水質の悪化を招かないよう、適切な維持管理をお願いします。

3 町民の安全

(1) 防災・消防

地域防災計画に基づき、防災意識の啓発や自主防災組織の充実など地域ぐるみの防災対策を進めるとともに、消防・救急体制の充実を図ります。また、関係機関と連携して災害防止に向け危険箇所の整備を図ります。

防災意識の高揚

町民の参加を得ながら定期的に防災訓練を実施するとともに、応急救護方法など災害時対応の知識や自然災害に関する情報提供に努めます。また、関係機関と連携して防災行政無線など災害時の情報連絡体制の充実を図ります。

現 状

現行の地域防災計画は平成10年に策定したもので、その後神奈川県から発表された神奈川県西部地震の被害想定などは反映されていません。また、国・県及び防災関連機関の上位計画・関連計画との整合性がないため、見直しをする必要があります。

阪神・淡路大震災の発生から8年が経過し、一度高まった防災意識も少しずつ薄れてきています。

今後は、町民の防災意識の高揚と防災知識の普及啓発、また防災関連機関などを含めた防災体制の整備について、一層強化していくことが求められています。

実施計画

[事業の概要]

地域防災計画の策定

地震や風水害等の被害を最小限にするための事前対策、そして災害が起きたときの初動体制や救援体制、行動マニュアル等を、実態に合わせて見直し、実践に即した計画を策定します。

防災訓練の実施

現実即応型訓練の防災訓練を、町災害対策本部及び各自主防災組織と協同で実施します。

[[町民のみなさんへの事業効果]]

災害に対する備えとなります。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
地域防災計画の策定					
防災訓練の実施					

[[町民のみなさんをお願いすることなど]]

防災訓練への積極的な参加をお願いします。また、家具の転倒防止など家庭内の防災対策をもう一度確認してください。

防災施設の整備

防災施設の非常用食糧と資機材の整備を図るとともに、自主防災組織への支援を進め、防災資機材の充実に努めます。

現 状

金子防災倉庫をはじめ、町内6カ所の広域避難所に防災倉庫を設置し、非常用食糧と資機材等備蓄品を整備しています。また、町内自治会ごとに自主防災組織があり、その防災資機材の充実に努めています。

実施計画

[事業の概要]

防災施設の備蓄品の充実

町内7カ所の防災倉庫の備蓄品の充実に努めるとともに、自主防災組織での防災資機材の充実に努めます。

[[町民のみなさんへの事業効果]

災害に対する備えとなります。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
防災施設の備蓄品の充実					

[[町民のみなさんをお願いすることなど]

日頃から地震に対する心構えを持ち、家庭内でも防災対策について話し合いをしてください。

消防・救急体制の整備

近隣市町と連携して常備消防の充実を図るとともに、町消防団の今後の体制について検討を進めます。また、広域的な連携により災害時の医療救護体制の整備を図ります。

現 状

平成12年度から「足柄消防組合」のもとで事業展開されていますが、消防・救急業務は年々高度な需要が望まれつつあることから、消防施設・設備の拡充と職員の知識・能力の向上が求められます。

消防団員の確保や訓練研修を重ねるなど組織の充実強化に努めていますが、団員の確保が難しく、欠員が生じている分団もあります。

消火栓や防火水槽の設置により消防水利の充実を図っていますが、民地などの設置に理解を得ていただくことが難しく、要望が多くとも設置できない場合が多くなっています。

また、住宅環境の変化による対応も課題となっています。

実施計画

[[事業の概要]]

常備消防運営事業

更なる消防・救急力の強化をめざして、機械器具・施設などの整備や、消防職員の教育訓練を行います。また、災害発生時の情報収集及び伝達の充実を図ります。

常備消防事業負担金の検討

足柄消防組合への1市5町の負担金の適正化について検討します。

非常備消防運営事業

引き続き、訓練及び研修を重ね、組織の充実強化に努めます。また、消防団組織の見直しについては、検討委員会を開催しながら進めていきます。

消防水利整備事業

引き続き、消火栓や防火水槽の設置・維持管理に努めます。

また、自然水利も含めて水利調査を行います。

[町民のみなさんへの事業効果]

災害に対する備えとなります。

消防団組織の充実強化により、災害に対する安全確保が図れます。

(次頁へ続く)

(前頁からの続き)

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
常備消防運営事業					
・ 消防・救急力の強化					
・ 組合職員への教育訓練					
・ 負担金の適正化の検討					
非常備消防運営事業					
・ 消防団組織の充実強化					
・ 消防団組織の見直し検討委員会を開催					
・ 新たな組織体制へ移行					
消防水利整備事業					
・ 消火栓や防火水槽の設置と管理					
・ 水利調査の実施					

[[町民のみなさんをお願いすることなど]

消防団の活動に対する理解と協力をお願いします。 また、消防団員の確保に協力をお願いします。

防火水槽の設置に協力をお願いします。

災害対策の推進

関係機関と連携して急傾斜地崩壊防止対策などを進めるとともに、砂防指定地の整備を県に要請します。

現 状

急傾斜地の崩壊を防止するため、県施工により工事を進めていますが、急傾斜地における地権者全員の承諾が必要なことから、工事が施工できない場合があります。また、工事費用の町負担額が増大してきています。

実施計画

[[事業の概要]]

急傾斜地崩壊防止事業

地権者のみなさんにご理解いただき、急傾斜地の崩壊を防止するための工事を行います。

[[町民のみなさんへの事業効果]]

地滑りなどの災害から町民のみなさんの生命や財産を守ります。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
急傾斜地崩壊防止事業 ・篠窪日陰地区の工事					

[[町民のみなさんをお願いすることなど]]

がけ崩れ災害を防止するため、急傾斜地をお持ちの地権者の方は、工事の推進に協力をお願いします。

(2) 防犯・交通安全

防犯灯の設置など防犯対策の推進を図るとともに、交通安全意識の啓発や交通安全施設の整備など交通事故の未然防止に努めます。

防犯対策の推進

関係機関と連携して防犯意識の高揚を図るとともに、防犯灯の設置を進めます。

現 状

生活道路を中心に防犯灯の新設、既設防犯灯の維持管理を行っています。
また、防犯広報活動などにより町民の防犯意識の向上を図っています。今後は警察署などの各関係機関と連携し、より一層の普及啓発と意識の高揚を図る必要があります。

実施計画

[事業の概要]

防犯対策事業

自治会からの要望に基づき、現地調査のうえ、防犯灯の設置を進めます。
防犯広報活動を充実させることにより、町民への更なる普及啓発と意識の高揚に努めます。

[[町民のみなさんへの事業効果]]

自主防犯意識の高揚が期待できます。
犯罪の予防が図れます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
防犯灯の新設及び維持管理					
防犯広報活動の充実					

[[町民のみなさんをお願いすることなど]]

お出かけの際はしっかりと戸締まりを確認するなど、防犯に関する一人ひとりの心がけが重要です。

交通安全対策の推進

関係機関と連携して交通安全意識の高揚に努めるとともに、カーブミラーなど交通安全施設の整備を図ります。

現 状

交通安全運動や交通安全教室などを推進し、町民のみなさんの交通安全意識の高揚と交通事故防止に努めています。

町では交通事故多発箇所の調査を行っていますが、今後は町民のみなさんからの要望に応えられるよう、警察署などの関係機関との連携を強化させていく必要があります。

実施計画

[[事業の概要]]

交通安全対策事業

自治会からの要望や警察署の指導に基づき、カーブミラーを設置します。

また、警察署や町交通指導隊員など関係機関と協力しながら、交通安全運動や教室を開催するとともに、小学生対象の自転車の安全な乗り方大会などを通して交通安全の意識啓発に努めます。

[[町民のみなさんへの事業効果]]

交通事故の防止が図れます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
カーブミラーの設置					
交通安全運動や教室の開催					
自転車の安全な乗り方大会への参加					

[[町民のみなさんをお願いすることなど]]

交通安全運動や各種教室などへの積極的な参加をお願いします。

日頃から交通安全意識を高め、交通事故にあわない、起こさないよう心がけてください。また、交通事故にあわないように、お子さんへ交通安全ルールを教えてください。

(3) 消費生活

消費者意識の啓発に努めるとともに、消費生活相談の充実を図ります。

現 状

家庭用品品質表示法、消費生活用品安全法、消費生活協同組合法などにもとづく権限が、県から市町村へと移譲され、消費生活行政における町の役割が増大しています。

また、平成14年度をもって小田原消費生活センターが廃止となったことから、足柄上地区1市5町では広域的な消費生活相談所を南足柄市に設置し、消費生活相談等を行っています。

今後は、消費生活相談の充実や広報、啓発が課題となります。

実施計画

[[事業の概要]]

安全な消費生活の実現に向けて

平成15年度より足柄上地区1市5町で南足柄市に「南足柄市消費生活センター」を開設し、消費生活相談体制の充実を図ります。また、消費者啓発事業については、1市5町で共同・協力して行います。

[[町民のみなさんへの事業効果]]

消費者の利益を保護することによって、安全な消費生活を実現します。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
安全な消費生活の実現に向けて					
・ 広域的消費生活相談所の設置					
・ 広報活動の充実					
・ 消費者啓発事業の実施					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

最近、高齢者を対象とした訪問販売被害が多くなっています。被害に遭わないように気をつけてください。

(4) 個人情報の保護

個人情報を適正に保護しながら、「戸籍・住民登録事務」などの情報システム化を推進します。

現 状

平成13年10月から戸籍総合システム()を導入し、戸籍等の証明発行事務が迅速かつ正確になりましたが、個人情報の保護に十分な配慮が必要となります。

平成15年4月から「大井町個人情報保護条例」を施行し、町民のみなさんのプライバシーが侵害されないよう個人情報保護制度を実施いたします。

平成15年8月から市町村で管理されている住民基本台帳を基礎として、全国をネットワークで結び、区域を越えた住民サービスを可能にする制度が始まります。

実施計画

[[事業の概要]]

戸籍総合システムの運用

戸籍事務の迅速化と正確性を確保し、個人情報の保護を第一に考えながら、戸籍総合システムの運用にあたります。

個人情報保護制度の充実

町民のみなさんの多くの個人情報をしっかりと守り、町民のみなさんのプライバシーが侵害されないよう個人情報保護制度を実施するとともに、制度の充実を図ります。

住民基本台帳ネットワークシステムの運用

住民基本台帳システムを全国の市町村及び都道府県とネットワークで結ぶことにより区域を越えての住民サービスを可能にします。

個人情報の保護を第一に考えながら、システムの運用にあたります。

[[町民のみなさんへの事業効果]]

戸籍等の証明の発行が迅速になります。

個人情報保護制度の制定により、行政の持つ個人情報の保護がより明確に保護されます。

住民票の写しの発行はどの市町村でも行えるなど、行政区域を越えた住民サービスが可能となります。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
戸籍総合システムの運用					
個人情報保護制度の充実					
住民基本台帳ネットワークシステムの運用					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

個人情報の保護は、町民・事業者・町が一体となって、一人ひとりの大切な個人情報を守ることができるので、みなさんの協力をお願いします。

健康・福祉

1 健康

(1) 健康づくり

保健福祉センターを拠点として、自主的な健康づくりを支援するとともに、生涯各期に対応した健康診査・保健事業などの充実を図ります。

健康づくり活動の推進

健康づくりに関する情報提供や各種健康講座の実施などにより、自主的な健康づくりの支援を図ります。

現 状

生活習慣病を防止するためには毎日の生活習慣の改善が重要といわれています。日常生活を見直し生活習慣病の予防を図るといった観点から健康教育が必要となっています。

行政が行っている保健事業や福祉事業を、町民のみなさんにわかりやすく周知する必要があります。

実施計画

[[事業の概要]]

健康教室や講座・相談の実施

生活習慣病などの各種疾病予防のため、生活習慣病予防セミナー、介護教室、骨のセミナーなどを開催するとともに、元気な高齢者が介護の対象とならないように、地区公民館等を利用して介護予防事業を進めていきます。

また、健康相談を実施し、保健師や栄養士が心身の健康に関する相談にお応えします。

わが家の生活カレンダーの配布

保健事業、福祉事業の年間行事を掲載した「わが家の生活カレンダー」を作成し、全世帯に配布します。

なお、カレンダーと同様の内容を、町のホームページへ掲載します。

[町民のみなさんへの事業効果]

自主的な健康づくりの実践と健康管理意識の向上が図れます。

行政が行っている保健事業、福祉事業の周知が図れます。

(次頁へ続く)

(前頁からの続き)

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
各種セミナー・教室・相談の実施					
わが家の生活カレンダーの配布					
町のホームページへの掲載					

[[町民のみなさんをお願いすることなど]

自分の健康は自分が守ることを基本に、自ら健康づくりの実践に取り組むとともに、町の事業や行事への積極的な参加をお願いします。

健康診査の充実

各種健康診査の充実に努めるとともに、各種予防接種の効果的な実施を図ります。

現 状

がんは死亡原因の中で一番多く、なおかつ増加の傾向にあります。がんの予防は早期に発見して治療することが重要です。定期的な健康診断の受診は、自己の健康管理を行ううえで、有意義なものとなっています。

小児の病気の予防と蔓延を防ぐためには予防接種を実施する必要があります。

実施計画

[[事業の概要]]

がん検診の実施

40歳以上の方を対象に、肺がん、胃がん、大腸がん検診を、また、30歳以上の女性を対象に、乳がん、子宮がん検診を実施します。

なお、効率的な受診方法などを検討します。

各種健康診査の実施

30歳代の方は「一般健康診査」を、40歳以上の方は、総合的に身体の健康チェックを行う「基本健康診査」を町内の医療機関にて実施します。

予防接種の実施

ポリオ、日本脳炎、二種混合、三種混合、麻しん（はしか）、風しん、BCGの7種類の予防接種を実施します。

なお、このうちポリオ、BCG以外の予防接種は医療機関にて実施します。

[[町民のみなさんへの事業効果]]

がんなど各種疾病の早期発見が期待でき、自己の健康管理が行えます。

予防接種を受けることにより、小児の疾病予防と蔓延を防止できます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
がん検診の実施					
各種健康診査の実施					
予防接種の実施					

[[町民のみなさんをお願いすることなど]]

積極的な利用をお願いします。

保健事業の充実

母子保健事業の充実を図るとともに、生涯各期における各種保健事業の充実に努めます。

現 状

乳幼児の健康状況を把握するとともに、支援が必要な場合には的確なフォローを行う必要があります。

また、乳幼児のための相談・教室への参加者は年々増加していることから、回数を増やしたりきめ細かい指導を行うとともに、出産後の母と子の健康推進や育児不安の解消に努める必要があります。

実施計画

[[事業の概要]]

乳幼児のための健康相談や教室の実施など

赤ちゃん健康相談、1歳児育児教室、離乳食講習会を実施します。

なお、「ぞうさんくらぶ」などの子を持つ親どうしの交流会を支援していきます。

乳幼児健康診査の実施

3か月児、1歳6か月児、2歳児、3歳児を対象に保健福祉センターで健康診査を実施します。また、お誕生前健康診査を医療機関にて実施します。

なお、未受診者に対しては受診勧奨を行います。そして、支援が必要な母子への対応は的確かつ柔軟に行います。

妊産婦健康診査や新生児訪問指導の実施

妊産婦の健康診査を医療機関にて実施します。

また、妊産婦や新生児に対して保健師が訪問指導します。

母子保健計画の策定

母子保健事業の推進、子育て支援事業の強化を軸とした総合的な母子保健福祉施策をまとめた「大井町母子保健計画」を策定し、子どもが健やかに成長する環境づくりをめざします。

[町民のみなさんへの事業効果]

乳幼児の健康維持が期待できます。

育児不安などの解消が期待できます。

乳幼児や妊産婦の健康診査を無料で受診できます。

(次頁へ続く)

(前頁からの続き)

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
乳幼児健康相談・教室の実施					
乳幼児健康診査の実施					
妊産婦健康診査・新生児訪問指導 の実施					
母子保健計画の策定					

[[町民のみなさんをお願いすることなど]

積極的な受診、利用、そして参加をお願いします。

(2) 地域医療

身近な地域で各種の医療を受けられるように、診療体制の整備を関係機関へ要請します。また、保健・医療・福祉の調整機能の充実を図ります。

現 状

地域医療を充実させていくためには、足柄上医師会などとの、更なる連携が必要です。

休日診療所における診療科目の追加など更なる救急医療体制の充実が必要です。

実施計画

[[事業の概要]]

足柄上医師会などとの連携

平成7年度から地域医療の連携強化を目的として、足柄上医師会に委託している「足柄上地区医療連携事業」を今後も継続していきます。

救急医療体制の充実

足柄上地区休日診療所などに財政的支援を行います。

[[町民のみなさんへの事業効果]]

医療情報の連携など地域医療体制の整備が期待できます。

休日の救急医療体制の維持が期待できます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
足柄上医師会への助成					
足柄上地区医療連携事業					
足柄上地区休日診療所などへの財政的支援					

[町民のみなさんにお問い合わせすることなど]

2 福祉

(1) 地域福祉

保健福祉センターを拠点として、地域での福祉活動への取り組みを支援するとともに、大井町社会福祉協議会や民生委員児童委員の活動を支援します。

現 状

不況による失業者の増加、高齢化に伴う高齢者世帯の増加、離婚に伴うひとり親家庭の増加等から、地域住民からの相談内容は、多様化、複雑化の傾向が顕著に見られます。このような状況下において、地域住民の身近な相談者として、民生委員や児童委員の役割はますます重要になってきています。

大井町社会福祉協議会は、地域に根ざした福祉活動を実施していますが、介護保険法の施行など社会福祉制度の仕組みが変わったことから、新たな住民ニーズが発生し、社会福祉協議会への期待も高まっています。今後は、従来の事業や活動、組織体制などの見直しをはじめ、自主財源の確保など新たな施策展開が必要となっています。また、町としては、町の福祉事業との役割分担と補助金の見直しが課題となります。

実施計画

[[事業の概要]]

民生委員や児童委員の活動への支援

訪問活動や地域の課題把握を行い、関係機関と連携した活動が円滑に行われるよう、相談体制の強化に努めます。また、各種研修会や事例研究などへ積極的に参加していただき、町民の身近な相談者としての役割が発揮できるよう、委員の資質向上を図ります。

大井町社会福祉協議会への支援

町と大井町社会福祉協議会の役割分担を明確にしつつ、社会福祉協議会の組織の充実・強化を図り、事業の周知・福祉情報の提供、住民の福祉意識啓発の活動を充実させ、小地域福祉活動の推進、ボランティアの発掘・育成の事業・活動等が行えるよう、町は必要な助言と財政的支援をします。

[[町民のみなさんへの事業効果]]

支援を必要とする人々を共に支え、また助け合っていく地域社会づくりを進めることにより、人と人とのつながりができます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
民生委員や児童委員の活動への支援					
協議会への支援と事業の委託					

[[町民のみなさんをお願いすることなど]]

地域の人々がふれあえるよう、行事への積極的な参加をお願いします。

(2) 高齢者福祉

高齢者保健福祉計画に基づき、介護保険事業との調整に努めながら、各種制度の円滑な実施など在宅福祉サービスの提供や高齢者の社会参加への支援を図ります。

相談体制の充実・在宅福祉サービスの提供

高齢者総合相談体制の充実を図るとともに、介護保険制度の利用や各種の在宅福祉サービスの提供により介護が必要な高齢者への支援に努めます。

現 状

足柄上郡5町と連携して、基幹型()としてあしがら広域福祉センターを、また地域型として保健福祉センター内に地域型在宅介護支援センターを設置しています。地域型は福祉部が窓口を兼ねているため、迅速なサービス提供が図られています。今後は、地域型の役割として、高齢者の実態把握調査や介護予防プラン作成事業に取り組んでいくとともに、自立者を対象とした介護予防・生活支援事業の総合的な取組みと、在宅生活を支えるための新規事業の検討、実施が必要となります。

今後の高齢者福祉は、介護保険制度で対応できない在宅福祉サービスの充実と、介護保険制度の対象とならない自立高齢者の方への生活支援、元気な高齢者が介護の対象とならないよう健康を維持させるための介護予防や生きがいづくり事業を充実させていくことが重要です。また、介護保険や在宅福祉サービスに加え、高齢者の在宅生活の維持に地域の福祉力をどう活用していくかが課題となります。

実施計画

[[事業の概要]]

地域型在宅介護支援センターの運営

電話や面接などを通じた各種の相談に総合的に応じていきます。また、各種の保健福祉サービスや、その利用方法などに関する情報を提供するとともに、対応可能なサービスについては、その場で申請手続き、サービスの利用調整を行うなど、ワンストップサービス()の提供を心がけます。

生活支援・介護予防事業

高齢者が住み慣れた地域の中で安心して在宅生活が維持できるよう、生活支援のための各種サービス(生きがい対応型デイサービス、ホームヘルプサービス、配食サービス等)を提供します。また、家の中に閉じこもることなく、社会の中で生きがいをもった生活が送れるよう、介護予防や生きがいづくり事業を実施します。

[[町民のみなさんへの事業効果]]

介護支援センターについては、総合的な相談窓口としての機能が期待できます。
「要介護」状態への移行防止が期待できます。
高齢者の社会的孤立感が解消できます。

(次頁へ続く)

(前頁からの続き)

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
地域型在宅介護支援センターの運営					
介護予防・生活支援事業の実施					

[[町民のみなさんをお願いすることなど]

高齢者のみなさんが安定した生活を送ることができるよう、専門的な相談援助を行う在宅介護支援センターの積極的な利用をお願いします。

社会参加への支援

高齢者の豊かな経験や技能を生かして働く場を確保するため、生きがい事業団の活動を支援するとともに、老人クラブなどの地域活動を支援します。

現 状

生きがい事業団では、受託事業の確保と会員の豊富な経験を活かし、設立から事業収入を伸ばしていますが、会員数の増加が頭打ちとなっています。

しかしながら高度な技術の習得により、新たな就業先開拓の可能性が十分にあります。

現在、1 老人クラブ連合会と12の単位老人クラブが活動していますが、ここ数年、加入率の低下と単位老人クラブの解散が目立っています。今後、町は財政的な支援に加え、クラブのあり方や役員の後継者育成等の支援方法についても検討していく必要があります。

生きがい対応型デイサービスについては、介護保険への移行時から介護保険で自立判定となった方を中心に実施してきましたが、利用対象者も限られ、サービス内容も従来型のため、介護保険制度の定着とともに事業の見直しが必要になってきています。

実施計画

[[事業の概要]]

生きがい事業団への支援

「高齢者が生きがいをもって生活する」ことを目的として、町内外の事業所や個人宅からの依頼により、主に除草や清掃・庭木の手入れ・管理等業務を行っています。

その活動は、高齢者の就業の機会の確保・提供、定年後の人材活用等の重要な役割を担うとともに、会員相互の親睦を図るなどし、健康増進や生きがいづくりなどによる介護予防の効果も大きいと思われます。高齢者福祉、介護予防等の片翼を担う生きがい事業団の事業の安定化のため、運営費の財政的支援をします。

老人クラブへの支援

老人クラブ連合会及び単位老人クラブの活動のために財政的支援を図るとともに、各クラブの自主的な活動を促進していきます。

生きがい対応型デイサービスの充実

事業目的を介護予防として明確に位置付け、外出機会の少ない高齢者や孤独感を感じやすい一人暮らし高齢者等を対象に、利用者の拡大と事業の見直しを行います。

具体的には、地域の高齢者が気軽に集まれる拠点を順次整備し、指導員・保健師を中心とした、軽運動による身体機能の維持・向上と趣味活動による生きがいづくりを行い、少ない経費で効果的な事業の展開を図ります。

(次頁へ続く)

(前頁からの続き)

[[町民のみなさんへの事業効果]]

生きがい事業団の活動により、お客さんは多種多様なサービスを安い料金で受けることができます。また、生きがい事業団に参加することにより高齢者の方も「生きがいをもって生活する」ことができます。

老人クラブは、ともすれば孤立しがちな高齢者の、生きがい対策事業となっています。

生きがい対応型デイサービスは、定期的な外出、軽運動、趣味活動、交流をすることで、生きがいづくりや健康増進、社会的孤立感の解消等の効果があり、結果的には要介護状態への移行防止と医療費の削減が期待できます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
生きがい事業団への支援					
老人クラブへの支援					
生きがい対応型デイサービスの実施					

[[町民のみなさんをお願いすることなど]]

生きがい事業団の理事会などを通じて、積極的な意見・提案をお願いします。
老人クラブへの積極的な参加をお願いします。

(3) 障害者(児)福祉

障害者(児)の自立を支援するとともに、在宅福祉サービスの提供や社会参加への支援を図ります。

相談、訓練の充実

関係機関と連携して療育相談体制の充実を図るとともに、機能訓練などの充実に努めます。

現 状

現在5町で運営している在宅心身障害児等訓練会は、参加人数が増加し、障害及び療育相談の内容が多様化していることから、相談・訓練内容の専門性が課題となっています。

在宅精神障害者が通所して作業する精神障害者地域作業所「合力の郷」を、足柄上郡の5町で設立・運営しています。

実施計画

[[事業の概要]]

在宅心身障害児等訓練会の実施

月11回の生活訓練を中心として言語相談、巡回リハビリ、母子での訓練などを実施します。また、研修の充実により、指導員・保育士の知識・技術の向上に努めます。

支援費制度の実施

平成15年4月から障害者福祉サービスが、措置制度から、自らがサービス提供者を選び契約によってサービスを利用していく支援費制度に変わります。制度を充実するため、相談・調査等の体制整備に努めます。

[[町民のみなさんへの事業効果]]

重度化の予防や早期療育が期待できます。
福祉サービスを自ら選択できます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
在宅障害児等訓練会の実施					
新たな療育体制の整備及び充実					
精神障害者地域作業所への支援					
支援費制度の実施					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

在宅福祉サービスの提供

関係機関と連携して各種の在宅福祉サービスの提供を図るとともに、医療費助成など家庭における介護を支援します。

現 状

重度障害者福祉タクシー利用助成については、利用できるタクシーが限られていることが課題となっています。

医療費については、所得による自己負担の導入や食事療養費の助成の継続が問題となっています。

実施計画

[事業の概要]

町単独による助成事業の充実

障害を持っている方の経済的負担の軽減と日常生活の利便性を高めるため、補装具交付自己負担助成事業、重度障害者福祉タクシー利用助成を行います。

なお、重度障害者福祉タクシー利用助成については、新規タクシー会社と随時契約し、利用の拡大に努めます。

医療費等助成事業

重度障害者医療費助成事業、日常生活用具給付事業、住宅改良費の助成などを実施します。なお、所得による自己負担の導入や食事療養費の助成の継続について検討します。

[町民のみなさんへの事業効果]

医療費などの負担が軽減されます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
町単独による助成事業の充実	■	■	■	■	■
医療費等助成事業					
・医療費などの助成	■	■	■	■	■
・所得による自己負担の導入や食事療養費助成について検討				■	

[町民のみなさんをお願いすることなど]

自己負担の導入への、理解と協力をお願いします。

社会参加への支援

関係機関と連携して障害者雇用の機会拡大を図るとともに、地域作業所の充実に努めます。

現 状

不況により障害者雇用や地域作業所への仕事依頼が減少しています。また、知的障害児者福祉の権限移譲及び支援費制度導入にともない、地域作業所への町の関わり方等を見直していく必要があります。

実施計画

[[事業の概要]]

障害者雇用の拡大及び地域作業所の充実

在宅障害者の社会参加及び自立を促進するために、週に5日、就労に必要な技能習得のため作業訓練などを行います。

また、関係機関と連携しながら障害者雇用の拡大をめざします。

なお、保健福祉センター内のともしびショップ「ゆう」に対して、財政的な支援をします。

[[町民のみなさんへの事業効果]]

障害をお持ちの方の就労機会の増大が期待できます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
雇用の拡大及び地域作業所の充実					
ともしびショップ「ゆう」への支援					

[[町民のみなさんをお願いすることなど]]

地域作業所の活動への理解と協力をお願いします。

町役場や体育館、保健福祉センターなどへお越しの際には、ぜひ、ともしびショップ「ゆう」をご利用ください。

(4) 児童福祉

子育て支援の充実を図るとともに、保育ニーズに対応した保育内容の充実に努めます。また、ひとり親家庭への支援を図ります。

子育てへの支援

子育てを支援するため、親子の交流の場や育児相談等を行う子育て支援センター事業をはじめ、会員組織による幼児・児童の一時預かりを行うファミリーサポートセンター事業を実施するとともに、子育てグループの育成、医療費助成など子育て家庭への支援に努めます。

現 状

「ぞうさんくらぶ」については、第1子の乳児（1歳未満の子ども）を持つ母親を対象に、「のびっこくらぶ」については、1歳児の親子を対象に活動していますが、2歳児や3歳児についても活動できる場があれば、情報交換や子育てへの不安を話しあえる仲間づくりに、つながると思われます。

幼児期の子どもを持つ親子の交流の場や育児相談等の子育て支援サービスのニーズが高まっています。

平成15年度から医療費助成の対象年齢を2歳児まで拡大するなど事業の充実に努めています。

更なる助成対象年齢の拡大の検討が必要になってはいますが、近年の厳しい財政状況から困難なのが現状です。

実施計画

[[事業の概要]]

大井町子育て支援事業

幼児期の子どもを持つ母親どうしの交流を通じて、地域のネットワークづくりをするため「のびっこくらぶ」を開催します。

子育て支援センターの運営

育児不安についての相談や子育てサークル等の育成・支援を行うため、アドバイザーを設置し、実施します。

ファミリーサポートセンターの運営

幼児・児童を預けたい人と預かる人をもって会員組織を構成し、その会員相互による育児援助を行います。

小児医療費助成事業

2歳児以下の通院に対して医療費助成を行います。また、0歳児～中学校卒業時までの入院に対して医療費助成を行います。

(次頁へ続く)

(前頁からの続き)

[町民のみなさんへの事業効果]

育児不安などの解消が期待でき、また、在宅で子育てしている母親のみなさんのネットワークができます。

子育てにかかる医療費の負担が軽減されます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
「ぞうさんくらぶ」「のびっこくらぶ」の開催					
子育て支援センターの運営					
ファミリーサポートセンターの運営					
小児医療費助成事業					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

積極的な参加と利用をお願いします。

ファミリーサポートセンターの支援会員の登録に協力をお願いします。

保育内容の充実

乳幼児保育など多様な保育ニーズに対応した保育内容の充実を図ります。また、小学校低学年児童の放課後対策（学童保育）の充実を図ります。

現 状

保育所では、低年齢児の入所希望や年度途中の入所希望が年々増加しており、受入体制などの検討が必要です。

乳幼児を持つ保護者が病気になられた時や育児疲れ等からの開放に対する受入体制が問題となっています。

放課後対策として実施している児童コミュニティークラブでは、保護者が就労等により昼間留守家庭の小学校低学年生を放課後から夕方までの間預かっています。

現在、大井小学校の一室を利用し開設していますが、部屋の広さの関係で30名の受入が限度であり、これ以上の入室希望には添えないのが課題となっています。

実施計画

[事業の概要]

保育所保育事業

保育ニーズの変化に対応した保育時間や、施設環境の充実を図ります。

また、保育所が地域の育児センターとしても機能するよう、保健・福祉・教育と連携して保育を進めます。

一時保育事業

保護者が病気になられた時や育児疲れ等から開放するため、乳幼児を一時保育いたします。

放課後児童健全育成事業

放課後児童の健全育成のため児童コミュニティークラブでは、引き続き小学校低学年生の児童を預かります。

[[町民のみなさんへの事業効果]]

働く保護者のみなさんが安心して子どもを預けられます。

一時保育をすることにより、小さなお子さんをお持ちの保護者の方が病気になられた時や育児疲れ等から開放されます。

(次頁へ続く)

(前頁からの続き)

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
保育所保育事業					
・ 保育所保育事業の実施					
・ 保育内容の充実の検討					
一時保育事業					
放課後児童健全育成事業					
・ 児童コミュニティクラブの運営					
・ 教室の移動の検討					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

積極的な利用をお願いします。

ひとり親家庭への支援

民生委員児童委員などによる相談体制の充実を図るとともに、医療費助成など実情に即した支援に努めます。

現 状

ひとり親家庭等医療費助成事業を進めていく上で、児童扶養手当制度の認定と大きな関わりをもちますが、これらの事務は複雑多岐にわたることから、民生委員児童委員などによる相談体制の充実が必要になっています。

また、ひとり親家庭、特に母子家庭は年々増加の傾向にあります。

実施計画

[事業の概要]

ひとり親家庭等医療費助成事業

ひとり親の家庭に対して医療費の助成を図ります。

また、相談体制の充実を図ります。

[町民のみなさんへの事業効果]

医療費などの負担が軽減されことにより生活の安定と自立の手助けとなります。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
医療費助成事業の実施					

[[町民のみなさんをお願いすることなど]

安心して子どもを育てることができる環境を整備することは、社会全体の課題です。この事業への理解をお願いします。

(5) 社会保障・勤労者福祉

介護保険制度の円滑な推進と国民健康保険事業、老人保健医療事業の適切な運営に努めます。

また、低所得者世帯への支援及び勤労者への支援を図るとともに、町営住宅について役割を検討しながら適切な維持管理に努めます。

介護保険制度の円滑な推進

介護保険事業計画に基づき、事業の充実を図るとともに、介護認定等に関する相談体制の整備を推進します。

現 状

高齢化社会を背景に介護を社会全体で支える新たな仕組みとして、平成12年4月にスタートした介護保険制度ですが、高齢者が自ら良質なサービスを受けられるようにするため、サービス内容の充実と必要に応じた介護サービス量の確保が課題となっています。

また、高齢者保健福祉の一般的な施策や、大井町社会福祉協議会が実施する事業など、関連する施策・事業との連携が課題となっています。

実施計画

[事業の概要]

介護保険事業の運営

介護保険事業の運営主体として事業運営に努めます。また、高齢者保健福祉の一般的な施策や大井町社会福祉協議会が実施する事業など、関連する施策・事業との連携を図ります。

[[町民のみなさんへの事業効果]]

高齢化が進み、介護が必要となる方の増加や介護の期間が長くなることが見込まれます。介護の問題をみんなで協力しながら支え合うことにより、家族の介護負担の軽減が図れます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
介護保険事業の運営	■	■	■	■	■
介護保険事業計画の改定	■			■	

[[町民のみなさんをお願いすることなど]]

介護保険制度は、これまでの行政主導による福祉サービスの提供から、利用者の意志により選択・契約して受けるサービスです。また、保険料は制度を運営していくうえで貴重な財源です。制度への理解と円滑な推進に協力をお願いします。

国民健康保険事業、老人保健医療事業の適切な運営

安定した国民健康保険事業の運営のため、保険税収納率の向上に努めるとともに、保険税負担のあり方について継続的に検討します。また、老人保健医療事業の適切な運営に努めます。

現 状

景気の低迷により未納者及び滞納繰越額()が増加しています。
老人医療の受給者増加に伴って、町の医療費負担が年々増加しています。今後はこの医療費の抑制が課題となっています。

実施計画

[事業の概要]

国民健康保険財政の健全化

滞納整理などにより徴収面の適正化を図るとともに、保険税率の見直しにより賦課面を検討していきます。

また、コンピュータを使用した健康診断の実施などにより疾病予防に努めていますが、実施後5年が経過し所期の目的が達成されたため、平成16年度をもって廃止します。

老人保健医療の適正な運営

引き続き、レセプト()点検や医療費通知を実施し、医療費の適正化に努めます。

[[町民のみなさんへの事業効果]]

疾病予防に努めることにより医療費の抑制が期待できます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
国民健康保険財政の健全化					
・ 保険税の見直し					
・ コンピュータ健康診断の実施					
・ 滞納整理の合理化と徹底					
老人保健医療の適正な運営					
・ レセプト点検					
・ 医療費通知					

[[町民のみなさんをお願いすることなど]]

日頃から健康管理に努めてください。

保険税の見直しに理解をお願いします。また、保険税を滞納しないよう納期内の納付に協力をお願いします。

低所得者世帯への支援

民生委員児童委員と連携して相談活動の充実を図るとともに、関係機関と連携して各種援護制度による支援に努めます。

現 状

相談内容が広範囲に及んでいることなどから、単に生活保護や医療費の助成を行うだけでなく、相談業務などとの連携が必要となっています。

なお、生活保護の決定や生活資金の支給などは県の事務となっています。

実施計画

[事業の概要]

低所得者支援事業

民生委員児童委員と連携して低所得者世帯の実態把握に努め、生活保護をはじめとする各種援護制度の適切な活用を図ります。

低所得者相談事業

県など関係機関と連携を図ります。また、民生委員の研修などを充実させることによって、きめの細かい相談に応じます。

[[町民のみなさんへの事業効果]

生活の安定が期待できます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
各種援護制度の活用					
低所得者相談事業の実施					

[町民のみなさんにお問い合わせすることなど]

勤労者への支援

勤労者の一時的な資金需要や住宅資金に対して、融資制度により支援します。

現 状

労働金庫から住宅資金を借り入れた場合を対象に、利子を補給していますが、利用が増えるに従って、町の財政負担が大きくなっていく問題があります。

年々貸付金額が増大してきており、今後は、預託金の増額を検討する必要があります。

実施計画

[事業の概要]

勤労者住宅資金利子補給制度の運営

500万円を限度に3年間の範囲で2%の利子を補給します。

勤労者生活資金融資制度の運営

100万円を限度に低利貸付を行います。

なお、神奈川県労働金庫に原資を預託し、労働金庫が手続きを行っています。

[[町民のみなさんへの事業効果]

勤労者福祉の増進に資することができます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
住宅資金利子の補給					
生活資金融資の実施					

[町民のみなさんにお問い合わせすることなど]

町営住宅の適正な維持管理

町営住宅の役割を検討しながら、適切な維持管理に努めます。

現 状

築30年以上経過している住宅が、いくつか存在していることから老朽化が問題となっています。特に、山田地区2カ所の住宅は老朽化が進んでいるため、平成14年度に開催した町営住宅あり方検討会で既存の大縄住宅（下山田地区）の建替えの方向と併せて、民間の借上げ住宅助成について意見がだされ、今後の検討課題となっています。

実施計画

[事業の概要]

既存町営住宅の維持管理

既存町営住宅の適正な維持管理を行います。

町営住宅のあり方の検討

平成18年度からの後期基本計画での実施に向け、更に検討します。

[町民のみなさんへの事業効果]

生活困窮者及び住宅困窮者のみなさんへの住宅供給となります。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
既存町営住宅の維持管理	■	■	■	■	■
町営住宅のあり方の検討	■		■	■	

[町民のみなさんをお願いすることなど]

生涯學習

1 学校教育

(1) 幼稚園教育

幼稚園教育振興計画に基づき、これからの幼稚園教育に対応した就園体制及び施設の整備を図ります。

3年保育体制の整備

幼児教育の充実を図るため、3歳児からの3年保育を進めます。

現 状

平成14年度から、相和幼稚園および大井第二幼稚園において3年保育を実施していますが、平成16年度からの全園実施にともない、教員の確保が課題として残されています。

実施計画

[事業の概要]

3年保育の実施

大井幼稚園の新園舎開園にともない、平成16年度から町内全園における3年保育を実施します。

[町民のみなさんへの事業効果]

幼児教育の充実が期待できます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
3年保育体制の整備					
・3年保育の実施	■				
・教員の増員	■		■		
・通園区域の決定		■			

[町民のみなさんにお願ひすることなど]

本制度の利用をお待ちしています。

施設の整備

3年保育の推進にあわせ、幼稚園施設を計画的に整備します。

現 状

大井第二幼稚園舎は平成14年度からの3年保育に対応するため、大規模な改修を実施しましたが、町内3園における保育体制を実現するには、老朽化が進んでいる大井幼稚園舎の建て替えが必要となっています。

実施計画

[事業の概要]

大井幼稚園建替事業

16年度開園に向けて、園舎を新たな場所に建て替えます。

移転地については、現在の大井幼稚園と大井第二幼稚園が近距離にあるため、通園区域等を考慮し、金手地区に建設を進めています。

[町民のみなさんへの事業効果]

幼児教育の充実が期待されます。また、3年保育体制が確立されます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
大井幼稚園建替事業					
・新たな園地の確保					
・新園舎の建設					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

(2) 小・中学校教育

新しい学力観に基づいた個性ある教育の推進に努め、時代の変化に対応した教育施策の展開を図ります。

教育課程の充実

生きる力をはぐくむ教育課程の充実を図ります。また、職場体験などを通して、地域住民との交流を図ります。

現 状

平成14年度から新しい学習指導要領が実施されています。

この新しい学習指導要領は、ゆとりの中で一人ひとりの子どもたちに生きる力を育成することを基本的なねらいとしており、自ら学び、自ら考える力の育成やわかりやすい授業を展開するなど、指導の充実が求められています。

学校週5日制の実施により、学習時間の削減と学力の低下が危惧されています。

実施計画

[事業の概要]

教育課程の充実

新しい学習指導要領を受けて、総合的な学習の時間の展開、創意工夫による柔軟な時間割の編成、進路指導の充実、中学校における選択教科の充実を図ります。

また、職場体験を引き続き実施します。

学校2期制()の試行

平成15年度より町内小学校3校において2期制を試行的に導入し、指導時間の創出と児童の適正な評価を図ります。

[町民のみなさんへの事業効果]

開かれた学校経営によって、地域との交流が今まで以上に期待できます。

児童の成長を長期的に評価できるとともに、学習活動の充実が図れます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
学習指導の充実	■	■	■	■	■
職場体験の実施と充実	■	■	■	■	■
学校2期制の試行		■	■		

[町民のみなさんをお願いすることなど]

学校での授業や各種行事に協力いただくとともに、地域全体で子どもを育てていきましょう。

情報教育の推進

社会の情報化の進展に対応した情報教育の推進を図ります。

現 状

平成14年度からインターネットの接続が整備され、授業内容の充実が図られました。指導できる教員の養成が急務であり、授業に使いやすいソフトの導入も整備する必要があります。

実施計画

[事業の概要]

情報教育の推進

コンピュータやインターネットを使った授業を通して、情報管理や情報処理能力の育成に努めます。また、指導できる教員を養成します。

[町民のみなさんへの事業効果]

情報管理や情報処理能力の向上が期待できます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
コンピュータを活用した授業の実施					
教員に対する研修の実施					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

家庭でも、パソコンに接する機会をつくってください。

国際理解教育の推進

社会の国際化の進展に対応した国際理解教育を推進します。

現 状

平成8年から始まった外国人指導助手や日本人教師による国際理解教育は、子どもたちから高い評価を受けています。

実施計画

[事業の概要]

国際理解教育の推進

小学校や中学校における国際理解教育を推進します。

また、外国語（英語）を学ぶだけでなく、併せて外国の文化も学べるような教育をめざします。

さらに、今後は、学校教育の枠を越え、一般市民のニーズにも対応するなど、広く国際理解教育を推進します。

[市民のみなさんへの事業効果]

外国人指導助手や日本人教師が市民のみなさんと一緒に外国語など学ぶ機会が期待できます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
チームティーチングによる外国語のコミュニケーション能力の育成					
小学校における「国際理解教育の時間」の充実					
一般市民対象の教室を開催					

[市民のみなさんにお願いすることなど]

生涯学習の一環として、一般市民対象の教室を開催していますので、積極的な参加をお願いします。

教育相談体制の充実

いじめ問題や不登校問題に対応するため、教育相談体制の充実を図ります。

現 状

平成7年から始まった「大井スクールカウンセリング」は年々、相談者が増加しており、実施回数を増やすなど事業の充実が必要となっています。

実施計画

[事業の概要]

教育相談事業の実施

スクールカウンセリング、適応指導教室、教育相談を引き続き実施します。
また、実施回数を増やすなど、利用しやすい体制づくりに努めます。

[町民のみなさんへの事業効果]

不登校問題など、教育問題や子育てに悩んでいる保護者への支援となります。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
教育相談事業の実施					
スクールカウンセリングの充実					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

相談は、月1回の教育相談日に限らず、要請に応じて随時行っていますので、ぜひご利用ください。

障害児教育の充実

障害に応じた適切な教育を進めるとともに、就学指導相談などの充実を図ります。

現 状

小・中学校に障害児学級が設置され、一人ひとりに応じたきめ細やかな教育が行われていることもあり、町における障害児教育は充実しているといえます。

また、幼稚園においても、その能力などを考慮しながら障害児を受け入れています。

しかしながら、その障害は年々重度化しており、更なる教育の充実が求められています。

実施計画

[事業の概要]

障害児教育の充実

就学相談や就学指導委員会の充実を図ります。

また、障害児学級の交流会を開催します。

[町民のみなさんへの事業効果]

障害児教育の充実により、保護者のみなさんに、安心感を与える効果が期待できます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
保護者の要望に応じた教育の推進					
就学相談の充実					
障害児学級交流会の開催					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

施設の整備

教育施設の安全性を確保するため、改修工事を計画的に進めます。

現 状

各学校の耐震補強工事は完了しましたが、校舎は老朽化が進んでいます。町では今までも計画的に対応してきましたが、今後とも施設の定期的な修繕と管理による学習環境の改善が必要です。

実施計画

[事業の概要]

学校教育施設改修事業

施設の定期的な修繕を行い、安全性を確保するとともに、施設の維持を図ります。
また、トイレ改修工事、屋上防水工事を行い、快適な学校生活を送れるようにします。

[[町民のみなさんへの事業効果]

安全で快適な学校生活が送れます。
防災施設として活用が図れます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
学校教育施設改修事業					
中・長期的な施設補修計画の策定					

[[町民のみなさんをお願いすることなど]

改修工事中の理解と協力をお願いします。

(3) 学校給食

学校給食の充実を図るとともに、給食センターの建替を検討します。

学校給食の充実

児童・生徒の健全な発育を期して、学校給食の充実を図ります。

現 状

現在も学校給食の1つとして幼稚園にも給食を提供していますが、その献立は中学生と同じものであり、幼児に適した献立の提供が課題となっています。しかし、幼児食を新たに分離して作るとなると、献立内容の分離とともに、新たな幼児用給食施設の整備が必要です。

実施計画

[事業の概要]

幼児食の検討

現状の給食の問題点や献立の二本化の必要性、また、これにともなう給食施設の必要性等について、町幼稚園教育振興研究会にて検討するなど、給食業務の充実を図ります。

[町民のみなさんへの事業効果]

幼稚園児にあった幼児食の提供が期待できます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
幼児食の検討					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

施設の整備

給食センターの建替を検討します。

現 状

給食センターについては、建設から約30年以上が経過し、安全面や衛生面においてその建替が必要となっています。

しかし、幼児食導入にともなう専用設備を設置する必要があるのか、あるいは後年度までの財政負担をどのように軽減するかなどの問題があります。

実施計画

[事業の概要]

給食センター施設の整備

給食センターについては、幼児食のあり方など現在の課題も検討しつつ、新たな施設の建設や業務の効率的な運営について、町学校給食センター運営委員会や給食センターあり方検討会（仮称）において検討します。

[町民のみなさんへの事業効果]

より安全で衛生的な学校給食の提供が期待できます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
学校給食施設と効率的な運営の検討					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

学校給食のあり方について、住民のみなさんの積極的な意見をお願いします。

2 社会教育

(1) 青少年の育成

家庭・地域社会・学校との連携を図り、青少年の健全育成をめざした環境づくりに努めます。

各種事業の充実

青少年を対象とした各種事業の充実を図ります。

現 状

子どもキャンプやプロジェクトアドベンチャーなどの自然体験教室をはじめ、青少年の健全育成を目指した事業を実施しています。

実施計画

[事業の概要]

子どもキャンプの開催

集団野外活動を通して、新しい友達と出会い、人を思いやる心や協力の大切さなどを学ぶことを目的として、子どもキャンプを実施します。なお、この事業で活躍しているジュニアリーダーを、他の事業にも活用していきたいと考えています。

プロジェクトアドベンチャーの開催

現代の青少年に失われつつある冒険の心、努力の心、助け合いの心と呼び覚ますことを目的として実施します。今後は、事業内容や開催回数を見直しを行います。

こども炭焼き体験の開催

炭ができるまでを体験し、喜びと感謝を与えます。また、労働や仲間との助け合いなどを体験することにより、自然を知り、生きる力を育みます。

七歳の祝いの開催

子どもの健やかな成長を願い、引き続き開催します。

成人式の開催

式典及び成人式実行委員会の企画による記念事業を行います。

その他自然体験事業の開催

「星座観察」・「秋の自然を楽しむ会」を開催し、青少年の情操を育みます。

[町民のみなさんへの事業効果]

町の将来を託す子どもたちの健全な育成が図れます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
各種事業の開催					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

積極的な参加をお願いします。

新しい時代にあった事業の導入について、意見をお寄せください。

地域ぐるみ活動の推進

家庭教育に関する学習活動の充実を図るとともに、青少年指導員、地区青少年育成会の継続的な活動などを通じて、地域ぐるみの青少年育成活動を推進します。

現 状

地域社会での青少年の健全育成活動を積極的に推進するため、地元自治会、子ども会など地域の青少年育成者と連携を図りながら、地域ぐるみで青少年を育成する実践的な活動を進めています。

しかし、少子化の影響などにより、参加人数には地域格差があります。

実施計画

[事業の概要]

各種事業の実施

愛護パトロール、各地区育成会事業、夏季子どもキャンプ、地区懇談会、街頭キャンペーンなどを実施します。

また、青少年育成に関わっている諸団体と意見交換を図り、協調しながら、さまざまな角度で青少年の健全育成に努めます。

[町民のみなさんへの事業効果]

地域を守るための意識の高揚が図れます。

「ふるさと」を大切に作る心の育成が図れます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
各種事業の実施					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

地域のみなさんが気軽に声をかけることによって、地域の一体感や世代間の交流が生まれます。今後も「声かけ運動」に協力ください。

また、青少年が気軽に参加できるような、地域に根ざした行事の開催をお願いします。

子どもたちが健全に育つことができる環境を守るため、たとえ小さなことでも情報交換や町への通報をお願いします。

(2) 成人者の学習機会への支援

住民ニーズにあった学習活動の展開を図り、自主的な学習サークル活動への支援に努めます。

学習機会の提供

町民が参加しやすい教室・講座等を実施し、学習機会の提供に努めます。

現 状

図書館では、現在手作業により蔵書の貸出管理を行っており、サービスの向上と事務の簡素化から蔵書管理システムへの移行を検討しましたが、準備による長期閉館、導入及び運営の費用が課題となり、事業実施を見送ることとしました。

公民館と町民のみなさんとの緊密な連携がなければ、今後多様化していく学習ニーズへの的確な対応が困難になっていくと思われまます。

実施計画

[事業の概要]

町民との連携による学習事業の充実

ボランティア登録講師や公民館登録団体を有効に活用し、各種体験講座を設けるなど、講座や教室の充実を図り「町民による町民のための」学習活動を支援していきます。また、学校週5日制にともない、児童・生徒を対象とした事業を推進します。

[町民のみなさんへの事業効果]

お互いに教え、学びあう学習の機会が増大します。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
学習事業の充実					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

生涯学習に関する「団体・指導者登録」への積極的な協力をお願いします。

学習情報の提供

生涯学習情報センターを中心として、広く生涯学習情報の提供に努めます。

現 状

現在、町役場と中央公民館に情報提供端末（県の生涯学習情報センターのホームページに接続）が設置されています。

しかしながら、その利用者数は僅かであって、積極的な広報活動や情報提供が必要となっています。

実施計画

[事業の概要]

生涯学習情報センターの活用

引き続き実施しますが、今後は、センター機能を中央公民館に集中させ、学習情報の発信と相談活動を充実させます。

また、町のホームページとの連携を図るなど、センターを有効に活用していただけるように、PR活動に努めます。

[町民のみなさんへの事業効果]

町のみならず、県下全体の学習情報が検索できます。

町民のみなさんに、さまざまな学習機会が提供できます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
生涯学習情報センターの活用					
・積極的な学習情報の提供					
町のホームページとの連携					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

「生涯学習情報センター」の積極的な活用をお願いします。

「大井町ホームページ」アドレス <http://www.town.oi.kanagawa.jp/>

「県生涯学習情報センター」アドレス <http://www.planet.pref.kanagawa.jp/>

文化活動への支援

自主的な学習サークルへの支援を図るとともに、大井町文化祭など参加型文化活動の活性化に努めます。

現 状

中央公民館では、町の文化の集大成として、平成13年度から「大井町文化祭」を開催し、学習活動の振興と文化の向上に努めています。
今後は、文化団体による主体的な運営が望まれます。

実施計画

[事業の概要]

大井町文化祭の開催

町文化協会との連携を深め、事業の活性化を進めます。

学習活動への支援

施設の申込み方法を簡略化するなど、利用しやすい公民館を目指します。

[町民のみなさんへの事業効果]

サークル活動などの発表の場となります。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
文化祭の開催					
施設の申込み方法の簡略化					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

いろいろなサークル活動とふれあうことにより、お互いの考え方や文化を大切に
する心を養うことができます。今後も積極的な参加をお願いします。

(3) 高齢者の学習機会への支援

高齢者の学習機会の提供に努めるとともに、世代間交流の充実に努めます。

学習機会の提供

高齢者の生きがいと生活の充実を図るため、学習機会の提供に努めます。

現 状

高齢者の生きがいづくりの一環として、平成2年度から「生きがいほほえみ大学」を開催しています。

当初は、毎回100名を越える参加者がありましたが、近年公民館事業などの多様化により、40～50名の参加と減少しています。

実施計画

[事業の概要]

生きがいほほえみ大学の開催

講話、映画鑑賞、体験スポーツなど、多様な事業を実施していきます。

また、参加者に対してアンケートを実施し、ニーズの把握に努めます。

[町民のみなさんへの事業効果]

生涯学習のあり方を実際に体験できる場となります。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
生きがいほほえみ大学の開催					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

「生きがいほほえみ大学」とは別に、地域の中で高齢者の方が学び、教えあうことができるような、場面づくりをお願いします。

高齢者の方も地域行事や学校行事の中に積極的に参加し、つちかった経験を生かしていただければと考えています。

世代間交流の充実

高齢者の経験や知識を次世代につなげるため、世代間交流の充実に努めます。

現 状

学校週5日制の導入にともない、地域で子どもたちを育てる必要性が強くなってきています。

地域教育の活性化を目指して、町では、大井町社会福祉協議会と協力しながら、紙芝居、ゲーム、工作、手話、ホテル鑑賞、伝統行事の伝承、ハイキングなどの交流事業を実施しています。

実施計画

[事業の概要]

世代間交流の充実

高齢者の豊かな生活体験と優れた技能を生かし、様々な世代間での交流を図ります。

[町民のみなさんへの事業効果]

健康で活力のあるまちづくりが図れます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
各種事業の開催と充実					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

人材登録バンクへの積極的な登録をお願いします。

地域の中で高齢者の方が学び、教えあうことよって、世代間の交流が図れるような、場面づくりをお願いします。

(4) 文化財の保護と活用

文化財の保護、継承を図るとともに、文化財の有効な活用に努めます。

現 状

町には現在、国指定2件、県指定2件、町指定17件の重要文化財があり、また仏像などの中にもたいへん貴重なものがあります。

しかし、重要文化財の中には、現管理者の手を離れてしまったものや、無形文化財であるが現在活動を停止しているもの、また、建物については保存の是非が問われているものがあるなど、その保護や活用には課題があります。

実施計画

[事業の概要]

文化財の保護と活用

文化財保護委員（5名）による文化財の保護と活用の検討や調査研究を行います。

特に民俗資料の整理と活用、町指定重要文化財の保護調査、文化財冊子の見直しなどに取り組むとともに、新たな文化財の指定を検討します。

また、指定文化財については維持管理の助成を行い、適正な保護に努めて頂きます。

[町民のみなさんへの事業効果]

文化財の保存や公開を通じて、町民のみなさんが地域の文化に接し、心豊かになることが期待できます。

[年度別の取り組み]

項 目（年度）	14	15	16	17	18以降
文化財の保護と調査	■				
民俗資料の整理と活用		■			
文化資料館の設立を検討			■		
指定文化財維持管理の助成	■				
新たな文化財の指定を検討		■			

[町民のみなさんをお願いすることなど]

文化財の保護に協力ください。

(5) 生涯スポーツ

総合体育館などを拠点として、各世代に応じた各種スポーツ活動への支援を図ります。

生涯スポーツ活動の充実

各種スポーツ大会の開催などを通じて、各種スポーツ活動への支援を図ります。

現 状

現在行っている大会などについては、競技性が強いいため、経験者でないと参加できないものがあります。今後は、誰でも気軽にできるニュースポーツの大会や教室を実施していく必要があります。

実施計画

[事業の概要]

各種スポーツ大会や教室の実施

引き続き各種スポーツ大会や教室を実施します。

また、誰でも気軽に参加できる大会や教室を開催します。

屋外競技については、町の社会体育施設で対応できない場合があるため、町内企業所有の体育施設を借用し、生涯スポーツの振興に努めます。

[町民のみなさんへの事業効果]

誰もがスポーツに親しめ、地域の交流の輪が広がります。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
各種スポーツ大会・教室の開催					
ニュースポーツの普及					
企業所有施設の活用					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

各種大会や教室に積極的に参加されるようお願いします。

スポーツ施設の有効活用

スポーツ施設の有効活用と適切な維持管理を図ります。

現 状

総合体育館は利用者が極めて多く飽和状態ですが、町内の学校体育施設も開放しているため、活動に支障はきたしていません。

しかしながら、現在は多種多様のスポーツ活動が行われており、それらのすべてに対応できてはいません。

実施計画

[事業の概要]

スポーツ施設開放事業

引き続き、スポーツ施設の開放を実施します。

また、施設の申込み方法を簡略化するなど、利便性の向上を図ります。

[町民のみなさんへの事業効果]

誰でも身近な施設で気軽にスポーツに親しめる環境を整えることによって、基礎体力の向上と健康の維持が図れます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
スポーツ施設の開放					
施設の申込み方法の簡略化					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

スポーツ施設の積極的な活用と、スポーツ大会などへの参加をお願いします。

産 業

1 農業

(1) 農業

関係機関と連携して、農業生産基盤の整備を図るとともに、時代の変化に対応した農業経営への支援に努めます。

農業生産基盤の整備

関係機関と連携して、優良農地の保全を図るとともに、農業用道水路など環境に配慮した農業生産基盤の整備を推進します。また、丘陵部においては、集落地域整備法を活用した圃場の整備などを推進します。

現 状

農業従事者の高齢化と減少に伴い農地の維持管理が大きな問題となっています。また、耕作機械の大型化にともない、農道の拡幅などの整備も必要となっています。

実施計画

[事業の概要]

農道・農業用水路維持管理事業

道水路の整備と水門の改良、農道の整備などを、環境に配慮しながら行います。
農村振興基本計画・農村振興総合整備実施計画の策定

町の今後の農業振興の指針を示すため「農村振興基本計画」を策定します。更に、その指針達成のための具体的な整備計画として「農村振興総合整備実施計画」を策定します。

[町民のみなさんへの事業効果]

農地の利用価値を高め、荒廃農地の減少に歯止めがかかることが期待できます。
農作業の大型機械化の促進につながります。
農業用水の円滑な通水が図れます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
水路改良工事	■	■	■	■	■
農道の整備	■	■	■	■	■
農村振興基本計画の策定		■			
農村振興総合整備実施計画の策定			■		

[町民のみなさんをお願いすることなど]

水路改良や農道工事に協力をお願いします。
小堰などの清掃と維持管理に協力をお願いします。

環境保全型農業への対応

消費者の安全志向へ対応するとともに環境への負荷を軽減するため、農薬や化学肥料の使用を少なくする栽培方法などの普及を図ります。また、農業から生じる廃棄物についても、適切な処理とリサイクルの推進を図るよう意識啓発を図ります。

現 状

生産性を追求し続けてきている農法によって、使用され続けている化学肥料や農薬の、環境へ与える影響が大きな社会問題となっていますが、平成15年3月から農薬取締法が改正され、農薬の使用が制限されました。

実施計画

[事業の概要]

環境保全型農業総合推進事業

土づくりなどを通じて、化学肥料や農薬の使用を減らし、環境への負荷の軽減とより安全な農産物生産に配慮した農業への移行を図るため、普及啓発活動や農家への指導講習を行います。

[町民のみなさんへの事業効果]

地域の環境保全が期待できます。
消費者に安全な農作物が供給できます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
普及啓発活動					
農家を対象とした指導講習会の開催					
有機栽培のモデル農園を設置					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

消費者のみなさんには、廉価、見た目の形状などにこだわらず、安全性を第一に考えて農作物を選んでください。なお、オーガニック()食品の普及は、今後の農業振興の一助になるとも考えられます。

生産者のみなさんには、使用済み農業用廃プラスチックや廃ビニールの適正な処理をお願いします。

農薬は、使用が制限されましたので、取り扱いにご注意ください。

農業振興への支援

都市近郊の有利性を生かし、市民農園の導入やイベントの開催など消費者との交流を通じた農業の振興を支援します。

現 状

現在の農業の担い手は60歳代が中心で、若年層の後継者も一部育ってはいますが、将来的には後継者不足となることが予想されます。

今後は、首都圏からのアクセスの容易性や優良な眺望などを生かし、市民農園、観光農業まつりなど、消費者との交流を通じた農業の振興を図ることが必要です。

また、平成11年度から「菜の花畑づくり」を始めましたが、この花の緑肥としての効用に着目し、平成14年度から農業者支援事業の一環としてこの花を緑肥とした「菜の花米」の生産を推奨しています。

実施計画

[事業の概要]

農業振興事業の実施

観光農業まつり、みかんの木のオーナー制度、加工施設の活用、市民農園の開設など消費者との交流を通じた農業の振興を図ります。また、同じ地名という縁もあって、品川区大井町との交流事業を推進していきます。

産業まつりの実施

地域農業振興と産業の活性化を目的に、産業まつりを開催します。

「菜の花米」生産の推奨

緑肥として菜の花畑づくりを推進し、「菜の花米」の生産を推奨します。

[町民のみなさんへの事業効果]

荒廃農地の拡大を防止できます。

地元の農家への現金収入など、経済効果が期待できます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
観光農業まつりの実施					
みかんの木のオーナー制度の推進					
加工施設の活用による特産品の開発					
品川区大井町との交流事業					
産業まつりの実施					
「菜の花米」生産の推奨					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

各種行事への積極的な参加をお願いします。

「菜の花まつり」への町民のみなさんの積極的な参加をお願いします。

2 商業・工業

(1) 商業・工業

地元商店等の活性化への支援に努めます。また、既に予定されている民間企業の丘陵地への進出を促進するとともに、新たな工業用地の選定など、企業誘致の環境整備を図ります。

商業振興への支援

国道255号沿いなど地区にふさわしい商業地の形成に向け、誘導策の研究を進めます。また関係機関と連携を図り、地元商店・企業の活性化や経営改善を促進します。

現 状

長引く消費不況、小田原市川東地区における商業集積区域の誕生、そして相対的な国道255号沿線の地盤沈下などが、商店の経営に深刻な影響を与えています。今後は国や県、各種団体との連携により、補助事業を組み合わせた事業を実施する必要があります。

実施計画

[事業の概要]

商工振興への支援事業

町商工振興会に対する事業費補助を実施し、「大井町だけ振興券」の発行や、ひょうたんカード販売促進事業、地域の活性化計画（まちづくり構想）の策定を支援します。

産業まつりの実施

産業の活性化と地域振興を目的に、産業まつりを開催します。

[町民のみなさんへの事業効果]

商店の経営改革により町に活気と魅力が出てきます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
町商工会に対する事業費補助					
産業まつりの実施					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

商業の更なる振興を図るため、地元商店や商工振興会のみなさんの積極的な取り組みをお願いします。

3 観光

(1) 観光

ハイキングコースや関連施設の整備を図るとともに、農業と連携したイベント開催など観光の振興に努めます。

観光資源の整備

既存のハイキングコースの整備・充実を図るとともに、「いこいの村あしがら」周辺などに新たなルートの整備を推進します。

現 状

主に丘陵部の優れた眺望と豊かな自然を活用するため、ハイキングコースの維持管理に努めています。

実施計画

[事業の概要]

観光資源の整備事業

既存ハイキングコースの維持管理に努めるとともに、新たに「七滝」()や「いこいの村あしがら」周辺を整備します。

また、町のホームページを活用するなど、その周知を図ります。

[町民のみなさんへの事業効果]

町民のみなさんが自然に親しめるハイキングコースができます。

集客効果が期待できることから町経済の活性化が図れます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
「七滝」周辺の整備					
ハイキングコースの充実と見直し					
町のホームページによる広報					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

各種イベントや地域ぐるみの積極的な参加をお願いします。

観光イベントの開催

「いこいの村あしがら」周辺で農業と連携したイベントを開催するなど、各種観光振興事業を実施し、町のPRに努めます。

現 状

役場周辺を会場として、2日間にわたり開催している「大井よさこいひょうたん祭」は、来場者も年々増加しており、郷土のまつりとして定着しています。

しかしながら、長引く不況によって企業からの協賛金が減少してきています。

「観光農業まつり」については、農業振興との調整を図りながら開催していく必要があります。

企業のキャンペーンとして開催されていた「酒匂川鮎釣りトーナメント」は、平成14年度をもって盛況のうちに終了となりましたが、地域に根付いた事業として今後とも開催が期待されています。

実施計画

[事業の概要]

各種イベントの開催

「大井よさこいひょうたん祭」への支援を行います。また、「観光農業まつり」については農業振興と調整を図りながら、都市住民との交流の場としても活用できるまつりとして位置付けていきます。

また、酒匂川における「鮎釣りトーナメント」を地域資源を活かした町のPRと集客を図ることを目的に、町が主催します。

更に、より良い大井町を発見するために、「大井の四季フォトコンテスト」を定期的で開催します。

[町民のみなさんへの事業効果]

各種イベントの開催により、集客効果が期待できることから町経済の活性化が図れます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
よさこいひょうたん祭への支援	■	■	■	■	■
鮎釣りトーナメントの開催		■	■	■	■
フォトコンテストの開催			■		

[町民のみなさんをお願いすることなど]

各種のイベントや「大井の四季フォトコンテスト」への積極的な参加をお願いします。

町民参加

1 地域社会

(1) 地域活動

自治会を中心とした地域活動への支援を図るとともに、地区集会施設の整備を推進します。また、町民の連携による地域づくりへの支援を図ります。

地域活動への支援

地域防災活動、地域福祉活動、地域美化活動など自治会を中心とした地域づくりへの取り組みを支援します。

現 状

町主催による防災活動、福祉活動、美化活動が中心となっています。今後は自治会単位での各種活動の展開が求められます。

また、補助金などの財政的な支援以外にも、活動や運営にあたっての助言や援助など、行政の地域活動への支援を見直す必要があります。

実施計画

[事業の概要]

自治会への支援事業

自治会を中心とした地域づくりを推進するために財政的な支援を行います。

自治会長会議での意見交換などを通じて地域の課題と現状の把握に努めます。

また、自治会活動を広報紙やホームページで紹介し、町民のみなさんに知っていただきます。

[町民のみなさんへの事業効果]

町民のみなさんの自主的な自治会活動に寄与します。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
自治会への財政的支援					
地域の課題と現状の把握					
自治会活動の紹介					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

自治会の活動への積極的な参加をお願いします。

地区集会施設の整備

地域活動の拠点として、地域住民とともに地区の集会施設の整備を図ります。

現 状

地区集会施設である自治会館の建て替えを、申請に基づき順次行っています。

実施計画

[事業の概要]

自治会館整備事業

引き続き、老朽化した自治会館を建て替えます。

[町民のみなさんへの事業効果]

自治会活動の拠点が整備されます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
老朽化した自治会館の建替					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

建設資金への協力と自治会活動への積極的な参加をお願いします。

イベントづくりへの支援

まちのシンボルである「ひょうたん」や町の花「すいせん」を利用した、町民参加によるイベントづくりなどを支援することにより、地域の連帯感の醸成に努めます。

現 状

自治会やコミュニティ団体などが、地域の特色を活かした各種イベントを開催しています。

実施計画

[事業の概要]

各種イベントづくりへの支援

町民のみなさんが提案する各種イベントへ積極的に支援を行い、一層の地域活性化を図ります。

[町民のみなさんへの事業効果]

イベントの開催により、地域の連帯が深まります。
行政と地域社会のパートナーシップ()が、より深まることが期待されます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
各種イベントづくりへの支援					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

地域社会の一員として、地域のイベントへの積極的な参加をお願いします。
町民のみなさんが中心となったイベントづくりを推進していくため、町民のみなさんからの積極的な提案をお待ちしています。

(2) 人権・男女共同参画社会

人権尊重の観点から、性別、国籍、世代また障害のあるなしにかかわらず、共に生きる地域づくりを図ります。

人権の尊重

一人ひとりの人権が尊重され、差別を許さない社会の実現に向けた意識啓発を推進します。

現 状

差別のない社会が理想ですが、まだまだ目に見えない差別が存在するのが現状です。

実施計画

[事業の概要]

人権意識の普及啓発

差別のない社会の実現に向けて、広報などによる普及啓発を行います。

また、職員や一般町民に向けて研修会を実施するとともに、総合相談員の相互の意見交換を図り、相談体制を強化します。

[町民のみなさんへの事業効果]

偏見や差別のない社会が実現に向けての一助となります。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
広報などによる啓発活動					
研修会の実施					
相談体制の強化					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

差別をなくすためには、まず一人ひとりの意識改革が必要です。

男女共同参画社会の実現

「大井町男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画社会の形成を促進します。
また、各種審議会などへの女性の積極的な参加を推進します。

現 状

誰もが性別にとらわれることなく個性や能力を発揮し、生き生きと暮らせる男女共同参画社会の実現に向けて、平成13年度に「大井町男女共同参画プラン」を策定し、その取り組みを進めています。

実施計画

[事業の概要]

大井町男女共同参画プランの推進

男女共同参画社会推進委員会及び男女共同参画行政推進会議において、取り組みの状況を定期的に確認し、男女共同参画社会の実現をめざします。

[町民のみなさんへの事業効果]

旧来からの男女間の役割分担意識が取り払われることによって、社会のあらゆる場面で男女が平等に参画できる社会の実現が期待されます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
大井町男女共同参画プランの推進					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

性差別は根強い問題であるため、町民みなさん一人ひとりの意識改革が必要です。

2 町政への町民参加

(1) 広報・広聴

各種メディアを活用して広報活動の充実を図るとともに、広聴の機会の充実を図ります。

広報活動の充実

町民にわかりやすい広報紙づくりに努めるとともに、インターネットを活用するなど町政についての広報活動の拡充を図ります。

現 状

「広報おおいおしらせ」は、現在、月2回発行しています。
また、「広報おおい」につきましては、表紙のカラー化や新コーナーの創設など、よりわかりやすい広報紙づくりに努めています。更に、民間ボランティアが提供する「音声による広報紙」の作成に協力しています。
新着情報の随時更新やメール機能の充実などを行い、町のホームページを情報の発信と収受の欠かせない手段として有効に活用しています。
新聞や地域コミュニティ紙などの各種メディア()に対し、町のイベントや地域の話題などの情報を提供しています。

実施計画

[事業の概要]

「広報おおい」の充実

町民のみなさんとのコミュニケーションが図れる対話型の広報紙、また街角レポーター制度()を取り入れた参加型の広報紙をつくります。そして、カラーページを増やすなど、視覚的な見やすさにも配慮します。

町のホームページの機能充実

検索の方法を改善するなど、機能の充実を図ります。

各種メディアへの情報提供

新聞や地域コミュニティ紙に対して、迅速かつ正確に、町民のみなさんに有用な情報を提供するとともに、今後は、その提供先の拡大を検討します。

[町民のみなさんへの事業効果]

各種イベントの情報収集が容易に図れます。
より最新の行政情報を入手できます。

(次頁へ続く)

(前頁からの続き)

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
広報紙の充実					
町のホームページの機能充実					
各種メディアへの情報提供					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

「広報おい」は、わかりやすく、また、親しみやすい紙面をめざしています。紙面について、意見や要望をお待ちしています。また、地域のイベントやニュースなどの情報をお寄せください。

町のホームページへの意見や要望をお寄せください。

「大井町ホームページ」アドレス <http://www.town.oi.kanagawa.jp/>

広聴活動の充実

町政懇話会の開催などにより、幅広く町民の意識や要望の把握に努めます。また、町民の意見や要望を町政に的確に反映するよう努めます。

現 状

行政と町民の役割分担を明確にするには、必然的に行政情報の積極的な開示と、それに対する町民のみなさんの意見・提案が重要となっています。

この意見・提案をお伺いし、よりよい行政をめざしていくためには、広聴活動の充実が必須となっています。

実施計画

[事業の概要]

広聴活動の充実

地域の現況巡視や事前調査を実施するとともに、テーマを設定することにより行政課題の共有化を図り、町政懇話会を有効かつ効率的に開催します。また、ホームページの掲示板等を活用した電子懇話会()を開催します。

町のホームページの活用

電子メール機能の充実や参加型コンテンツ()の作成などにより、町のホームページを広聴活動に活用します。

[町民のみなさんへの事業効果]

今、行政活動について積極的に意見・提案をすることにより、行政を一人ひとりの力で変えていくことができます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
町政懇話会の開催					
電子懇話会の開催					
町のホームページの活用					

[町民のみなさんにお願ひすることなど]

町政懇話会への積極的な参加をお願いします。

町への意見、要望等がありましたら、町のホームページをご利用ください。

(2) 情報公開

開かれた町政をめざして情報公開制度の推進を図ります。

現 状

公正で開かれた町政の実現を図り、町民と行政の信頼を一層高めるために、情報公開制度を整備しました。そして、庁舎2階に情報公開コーナーを設置し、情報の提供をしています。

今後は、より利用しやすい制度を目指すとともに、提供資料等の充実を図る必要があります。

実施計画

[事業の概要]

情報公開制度の充実

インターネットを活用した情報の公開や情報公開コーナーにおける資料の拡充など、積極的に情報の提供を行います。

[町民のみなさんへの事業効果]

情報公開コーナーの設置により、行政情報が自由に閲覧できます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
情報公開制度の開始					
情報提供資料の充実					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

町が保有する情報を知りたい方は、庁舎2階の情報公開コーナーをご利用ください。

第3章

計画の推進にあたって

(1) 行政運営

組織の見直しなど行政改革を継続的に推進するとともに、厳しい財政状況下において、計画的な財政運営に努めます。

行政改革の推進

職員一人ひとりの改善意識に基づき、行政改革を推進し、一層の地方分権に対応した行政システムを整備します。

現 状

これまで、町では、組織の見直しや事務処理の見直しなどの改革を実施し、町民サービスの向上や運営の効率化に努めてきましたが、新たな行政需要の発生と厳しい財政状況はなおも続くものと考えられます。

今後は、従来の制度や事業を柔軟に見直すとともに、徹底した内部努力と思い切った改革が必要となります。

実施計画

[事業の概要]

行政改革の推進

限られた財源で、より良い町民サービスを提供するために、常に効率的な行政運営の推進に努めます。また、行政活動の状況や成果を客観的に測定・評価することにより、政策決定の適正化や説明責任の明確化を図るとともに、職員の目的意識の向上などを行う「行政評価システム」を導入します。

さらに、行政課題や情報を積極的に提供し、開かれた行政をめざします。

[町民のみなさんへの事業効果]

町民サービスの向上と、行政にかかっている経費の削減が期待できます。

予算が本当に効果的、効率的に使われているかチェックすることができます。

さまざま行政の課題について、現状はどうなっているのか客観的にチェックすることができます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
行政改革の推進					
・積極的な情報提供の実施					
・行政評価システムの導入					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

行政改革を通じて行政サービスのあり方を見直していきますが、見直しの結果、今まで以上に町民のみなさんの行政への参画や経費負担などを求める可能性があります。協力と理解をお願いします。

計画的な財政運営

限られた財源の効果的な活用を図り、緊急度、必要度の高い事業への重点的な配分など計画的な財政運営に努めます。

現 状

経済の影響を受け、歳入に最も大きな割合を占める町税の減少、新たな制度などによる経常的経費の増により、収入と支出の関係が不均衡になってしまっています。
この不安定な経済状況の中で、財政の健全性を維持していくためには、中・長期的な展望に立った計画的かつ効果的な運営が求められます。

実施計画

[事業の概要]

計画的な財政運営

安定した行政運営を実施するため、計画的に財政を運営します。

また、行政サービスの担い手として、民間の企業や各種団体の活力を常に意識し、運営に努めます。

なお、町が交付する補助金制度については、平成16年度の交付分から公募制を導入し、まちづくりの担い手を育成・支援することにより、行政の透明性と公平性を確保するとともに、町民参画による地域社会の発展をめざします。

また、今後計画する施設の建設に関しては、PFI()の導入を研究します。

[町民のみなさんへの事業効果]

町民のみなさんのニーズにあった行政サービスが安定して受けられます。

補助金公募制度の積極的な活用により、町民のみなさんによる主体的なまちづくりができます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
予算編成方式の見直し					
バランスシート()の公表					
中期財政計画の作成					
補助金公募制度の導入					
P F I の研究					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

近年の厳しい財政状況から、すべての事業に予算を潤沢に配分していくことはできません。今後は、行政と町民のみなさんがそれぞれの役割分担を明確にしつつ、一体となって施策を展開していくために、町民のみなさんに考えていただきたいこと、またやっていただきたいことを積極的に提案していきます。理解と協力をお願いいたします。

財源の確保

町税収入など自主財源の確保に努めます。

現 状

経済活動の国際化への対応など、わが国の経済構造は大きな転換期にきていると考えられます。このような状況のもとでは、今までのように、景気の回復を待つといった安易な考え方はできません。

また、交付金などの依存財源も従来のような期待は難しい状況にあります。

実施計画

「事業の概要」

適正な税制運営

自主財源の確保は、まちづくりを展開するうえで必要不可欠なものです。既存の自主財源を安定して、また公平に確保していくために、適正な課税と収納率の向上に努めます。

受益者負担の適正化

各種使用料及び手数料の適正な負担について見直しを図ります。

財源の研究

自主財源の研究を進めます。また、国や県における市町村に対する各種補助制度を有効に活用します。

「町民のみなさんへの事業効果」

町民のみなさんが望まれているまちづくりの資源となります。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
適正な課税と収納率の向上					
受益者負担の適正化					
財源の研究					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

みなさんが納められる税金は、まちづくりの資源となっていくものです。納税への理解と協力をお願いします。

納税や各種の使用料、手数料の納付には、便利で確実な口座振替制度をご利用ください。

各種使用料や保育料の負担の適正化に、理解をお願いします。

(2) 広域行政

近隣市町と連携して共同事業の充実を図るとともに、市町村合併など今後の広域行政のあり方について検討をします。

広域行政の推進

多様化、広域化する行政需要に対応し、また効率的に事務を処理するため、近隣市町と連携して広域行政の推進を図ります。

現 状

ごみ・し尿処理、防災消防、また斎場をはじめとする公共施設の利用など、多様な行政サービスの中には、1つの町に限らず、近隣の市町と協力して実施していくことが合理的なものがあります。

また、国における市町村合併の推進を受けての研究も必要となっています。

実施計画

[事業の概要]

広域行政の推進

県西地域広域市町村圏協議会（県西地域2市8町）や、足柄上地区広域行政協議会（1市5町）などを通じて、さまざまな広域課題に取り組みます。特に足柄上衛生組合、足柄消防組合、足柄東部清掃組合を引き続き共同運営するとともに、合併の検討等を行っていきます。

また、斎場やごみ処理施設をはじめとする公共施設の相互利用などを、近隣の市町と協力して実施、検討していきます。なお、ごみ処理施設の整備については、平成22年度の稼働を目標に足柄上地区1市5町で準備室を設置し、斎場については2市5町における広域斎場の整備に向けて検討をしています。

市町村合併の研究

市町村合併の是非について近隣市町とともに研究を進めます。

[町民のみなさんへの事業効果]

公共施設の広域的な利用が可能となります。

行政サービスの広域化によって、効率的な行政が達成されます。

[年度別の取り組み]

項 目 (年度)	14	15	16	17	18以降
広域行政の推進					
市町村合併の研究					

[町民のみなさんをお願いすることなど]

広域行政、市町村合併への意見をお願いします。

【資料】

資料

□ 用語の解説（50音順）

<ア>

IT（Information Technology）

コンピュータやデータ通信に関する技術の総称。情報技術。

オーガニック

有機栽培。農薬や化学肥料を使わずに栽培する方法。

e Japan 重点計画

世界規模で生じている情報技術（IT）による産業の社会構造の変革に取り組み、国際的に競争力ある「IT立国」の形成を目指す計画。

<カ>

家電リサイクル法

特定家庭用機器再商品化法。これまで市町村などが処分してきた家庭や企業から排出される廃家電について、メーカーにリサイクルするよう義務づけた法律。

環境ホルモン

動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の化学物質。正しくは内分泌攪乱化学物質と言う。ゴミの焼却の際に生じるダイオキシン類もそのひとつで、ゴミの量を減らすなど身近にできることから取り組むことが重要。

ガイドライン

政府や団体が示す指導方針。

合併処理浄化槽

これまでの単独処理浄化槽（し尿処理のみ）とは異なり、台所やお風呂の生活雑排水をトイレの排水とあわせて処理できる浄化槽のこと。

基幹型

中心・拠点となる施設のこと。 地域型

グループウェア

ネットワークを利用して、情報の共有化や円滑なコミュニケーションを実現し、グループ作業の効率化や生産性の向上を図るためのソフトウェア。スケジュール管理、電子メール、電子会議などの機能を備え、これまで対面が必要だった作業をネットワーク上で管理・推進できる。

県西ブロック（2市8町）

神奈川県西部の広域行政区域で、小田原市、南足柄市、足柄上郡5町、足柄下郡3町をいう。

戸籍総合システム

専用コンピュータにより戸籍や除籍などを、磁気ディスク等に記録し事務を行うシステム。これにより、事務の迅速化と効率化が図られ、発行までの時間が大幅に短縮された。

ごみステーション

家庭から出されるごみを集積するため、ごみ集積看板を立てて指定した場所のこと。

コンテンツ

情報の「中身」や「内容」のこと。「Webコンテンツ」と言った場合には、インターネット上のWebサーバーに掲載されているテキストやグラフィックなどの内容を指す。

<サ>

シミュレーション

ある事象を模擬的なモデルで再現することで、現状の検証や予想、問題の解決に役立てるための実験手法。

受益者負担

公共サービスによって直接の利益を受ける者に対して課せられる負担。使用料、手数料など。

床板^{しょうばん}

荷重を受ける平らな板。ここでは、堰に蓋をかけて自動車等の通行を支える板。

情報資産

組織内に蓄積されているさまざまなデータをはじめ、コンピュータのようなハードウェアやアプリケーションなどのソフトウェアのこと。さらには、町が提供しているサービスや職員などの人的資産も情報資産に含まれる。

情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性、可用性を脅威から守ること。

情報セキュリティポリシー

情報資産を保護するための方針や、具体的な規定を明文化したもの。つまり、町が「情報」を活用するにあたって、保護すべき対象範囲と、対策や管理運営等について示したもの。

総合行政ネットワーク (Local Government Wide Area Network)

通称、^{エルジーワン}LGWAN。都道府県や市町村の組織内ネットワークを接続して地方公共団体相互のコミュニケーションの円滑化や情報の共有化を図るほか、国や住民などとの間の情報交換の手段としても活用される行政専用ネットワークのこと。

<タ>

滞納繰越

納期限までに納付されなかった税金等が、翌年度以降に不納額として繰越されること。

ダイオキシン類

塩素を含む有機化合物のうち、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDD)及びポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)の総称。主に物が燃えるときにできる物質であり、その多くが廃棄物の焼却に伴い発生していると考えられている。

地区計画

地区単位として、道路・公園の配置や建物の用途・高さ、容積率の制限などについて、地区の特性に応じてきめ細かく定め、良好なまちづくりを進める計画。

チームティーチング

複数の教師が協力をして教育指導に当たる方式。

デジタルデバインド

パソコンやインターネット等の情報技術(IT)を利用する能力、またはアクセスする機会を持つ者と持たざる者との間に生じる格差。

電子懇話会

町では、ホームページに掲示板の機能を追加し、インターネットを活用した懇話会の開催を検討している。

都市マスタープラン

都市計画法に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことで、長期的、総合的な視点から都市としての将来像と、整備方針を明確にするもの。町では、平成8年から平成27年までのプランが策定されている。

どは 土羽

盛土してできた傾斜面のこと。

<ナ>

ななたき 七滝

中村川本流(柳地区)にある大小7つの滝のこと。相和地区の昔話では、大蛇が存在すると言われ誰も近づかなかったという。町では、この七滝を貴重な観光資源としての活用を検討している。

2期制

1年間を前期と後期に分けて授業を行う制度。休業は原則として3学期制と変わらず、学習の効率化が期待できる。

ネットワーク

連絡を保って網状に結びつくこと。

ノーカーデー

環境面などから、車両の利用を規制する日のこと。役場では、毎週金曜日に職員の自家用車通勤を自粛している。

<ハ>

バイパス

交通渋滞の激しい道路の混雑を解消するために、その区間を迂回してつくる道路。

パートナーシップ

地方の自主・自立が求められている中で、今後のまちづくりにおいては、地域住民との共同が不可欠なものとなっている。

バランスシート

決算日における町の経営状態を、長期借入金をはじめとする負債及び資本の状況(貸方)と土地や建物などの資産(借方)に分けて対照させた表をいう。

PFI (Private Finance Initiative)

民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して公共施設等の建設、維持管理、運営等を行うことにより、効率的に公共サービスを提供するための事業方式。

フリーマーケット

家庭の不用品を売買する蚤のみの市のこと。リサイクルにも貢献している。「Free」（自由）ではなく「Flea」（蚤）の「market」（市場）という意味である。

圃場ほじょう

田畑、農地のこと。

<マ>

街角レポーター制度

レポーターを公募し、地域や行政の情報を収集・提供する制度。町では、この制度を広報紙づくりに活用していこうと考えている。

メディア

手段・媒体。主に情報を伝える新聞、雑誌、ラジオ、テレビなどのマス・メディアを意味する。

<ヤ>

容器包装リサイクル法

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律。ごみの約60%（容積比）を占めている容器包装廃棄物の減量化・再資源化を目的に制定された法律。

<ラ>

ライフサイクルコスト

人間に一生があるように、施設や製品などにも企画・設計に始まって、竣工、運用、廃棄にいたる過程（ライフサイクル）がある。この過程に必要なすべての費用（コスト）のことをいう。

レセプト

医療機関が患者のかかった医療費を保険者である市町村や保険組合に請求する診療報酬明細書のこと。

<ワ>

ワークショップ

もとは、作業場・工房という意味。転じて、住民が自主的に意見交換を行い、具体的な物事を詳しく検討する場の意味に使われる。

ワンストップサービス

複数の行政サービスを1つの窓口で受けることができる機能のこと。これにより行政手続きに伴う住民の負荷が軽減される。

夢おおい21プラン 第2次実施計画

発行日 平成15年4月

発行 大井町

〒258-8501 神奈川県足柄上郡大井町金子1995

電話 0465-83-1311

HP <http://www.town.oi.kanagawa.jp/>

編集 大井町企画部企画調整課

